

e-Japan 戦略

平成15年7月2日

IT 戦略本部

e-Japan 戦略

～ IT の利活用による、「元気・安心・感動・便利」社会の実現を目指して～

I. 基本理念

1. 我が国の IT 革命への取り組みと今後の課題
2. 戦略思想
3. IT 戦略本部による主導體制の確立

II. 先導的取り組みによる IT 利活用の推進

1. 「医療」
2. 「食」
3. 「生活」
4. 「中小企業金融」
5. 「知」
6. 「就労・労働」
7. 「行政サービス」

III. 新しい IT 社会基盤の整備

1. 次世代情報通信基盤の整備
2. 安全・安心な利用環境の整備
3. 次世代の知を生み出す研究開発の推進
4. 利活用時代の IT 人材の育成と学習の振興
5. IT を軸とした新たな国際関係の展開

IV. 方策一覧表

付録 用語解説集

1. 基本理念

20世紀に工業社会として繁栄した我が国は、ITの戦略的な利活用を軸として、新たな価値に基づいた社会を築き上げる挑戦に立ち向かわなければならない。目指すは、国民一人ひとりが知識を介した繋がりを持ち、地理的・身体的制約にとらわれずに安心して暮らし、利便性のみならず知的感動を享受できる、「元気・安心・感動・便利」社会である。

21世紀の社会を構築するに当たり、我々は既存の仕組みを大胆に効率化・高度化すると共に、その上に立って、新たな時代を担う産業を興すことが求められている。我が国には、高度な技術と洗練された文化があり、それらを担っている人々がいる。我々が目指す社会を支える情報通信基盤は、これまでの努力により基礎的部分の整備が進んできた。次の段階として、この基盤の上に様々なIT利活用の仕組みを具体的に描き、必要な方策を実行すれば、我が国は21世紀型の社会・経済システムの在り方を世界に提示することができる。

「e-Japan戦略」は、我が国が得意とする技術や基盤の応用・実践という、我が国のIT戦略の第二期の改革の青写真を描いている。このIT利活用戦略を、国民と政府が一丸となって挑むべき夢のある戦略として掲げ、これを確実に遂行することにより、我が国は世界に先駆けて、21世紀にふさわしい新たな文化や価値を創造し、最も輝いた国の一つとなることができるであろう。

1. 我が国のIT革命への取り組みと今後の課題

～「第一期：IT基盤整備」から、「第二期：IT利活用」への進化～

我が国では、2001年1月に「e-Japan戦略」を決定して以来、本格的にIT基盤の整備に取り組んできた。それから2年が経過し、確かに日本においてインターネットは普及しつつある。「高速インターネットを3000万世帯に、超高速インターネットを1000万世帯に」という「利用可能環境整備」の目標は達成され、実利用数でもDSL（デジタル加入者線）が700万世帯以上に普及し、その月額利用料金は世界で最も安い水準になった。また、電子商取引や電子政府関連の制度的な基盤整備も進んできた。このことから、IT戦略の第一期の目標は達成されつつあると言える。

今我々は、そのIT基盤を活かして社会・経済システムを積極的に変革する、IT戦略の第二期に差し掛かっている。革命初期の熱が冷めて実体社会の変革が始まる今こそ、ITの利活用へと戦略を進化させる絶好の機会なのだ。我が国ではデフレが長期化する一方で、ITの実利用はこれからであり、経済再生の切り札として期待されているIT革命については一部に悲観論も聞かれる。しかしながら、人類の歴史を振り返ってみれば、技術革新による生産性の飛躍的向上に伴い、物価が下落すると共に社会構造が高度化してきた。これまで培ってきた我が国の潜在力を戦略的に再配置し、その上にITの利活用のための必要な方策を実行すれば、21世紀にふさわしい、新たな社会・経済システムに移行することが可能である。

2. 戦略思想

～「元気・安心・感動・便利」社会を目指して～

21 世紀にふさわしい社会とは、「社会全体が元気で、安心して生活でき、新たな感動を享受できる、これまで以上に便利な社会」である。経済的に豊かで便利であることは勿論、IT によって力を与えられた個¹が、安心して豊富な知的資源をネットワーク上で交換・流通させることにより、個の可能性が最大限に発揮されることにより、我が国産業の国際競争力が強化され、かつ、新たな文化が花開き、感動が生み出される。我々は、工業社会の次の段階として、このような社会を目指すべきである。

例えば、日本は急速に高齢化しつつあるが、患者を中心として医療機関が連携し、診療情報の共有化や業務のオンライン化が進めば、患者の状況にきめ細かく対応したサービスが提供され、医療機関の経営効率も向上するなど、「便利」や「安心」を享受できる。また、IT を活かして資源・エネルギーを効率的に利用し、環境負荷を低減させた持続可能な社会を構築するならば、それも「安心」をもたらすことになる。さらに最近では、ゲーム、アニメ、漫画等が、海外でも高い競争力を誇ることが知られている。これらを育み、ネットワーク上を流通する枠組みを整備すれば、やがて日本を代表する産業に育ち、我が国が誇り得る伝統文化等²とあわせて、新たな「感動」を生み出すだろう。こうして 21 世紀ならではの社会システムが発展し、企業、政府をはじめ様々な組織、そして社会全体が、「元気」になることが期待される。

～「構造改革」と「新価値創造」の IT 利活用戦略～

このような社会を実現するためには、我が国はまず、「構造改革」を成し遂げることが必要である。「構造改革」とは、既存の仕組みの無駄を排除し、経営資源を有効活用することにより、民は利益が出る体質を、官は費用対効果が最大となる仕組みを再構築することである。日本社会には、人、技術、文化、社会基盤等、世界に誇る経営資源が存在するが、有効活用されていない例が多い。単にコンピュータを導入するのではなく、IT を駆使して情報の流れの制約を取り払い、組織の枠を越えて業務の過程を再定義すれば、我が国の競争力が向上し、経済の再活性化が可能となる。

同時に、その果実を振り向けることにより、これまでに無い新たな産業や市場を創り出す「新価値創造」が重要である。まず我が国は、人と人だけでなく、人とモノ、モノとモノまで広く繋ぐコビキタスネットワークを世界に先駆けて形成することが必要である。その独自の IT 環境の上で、斬新な発想に基づいた産業やサービスを創り出せば、新たな形態での学習、社会参加、娯楽等が可能になり、ひいては文化や価値が育まれるだろう。それらが、将来に亘って活力ある日本の礎となるのである。

～「個の視点」と「新たな国際関係」～

これらの改革を進める際には、供給者側の論理だけでなく、「個の視点」に立脚することが重要である。企業や政府が IT を活かすことでどのように進化し、例えば医療、就労と言った個の活動においてどれだけの価値が生み出されるか、供給者だけでなく利用者にとっての便

1 この戦略でいう「個」とは、「個人」を基本にしなが、その他、企業、NPO、公共機関、地域コミュニティ等、様々な IT の利活用者である各主体を包含する概念として定義している。

2 映画、芸術・芸能、ファッション、生活文化、国民娯楽も我が国が誇り得る文化であり、新たな「感動」を生み出すことが期待される。

益を具体的に想定し、新たな社会の仕組みを描き、必要な方策を実施することが大切である。

同時に、アジアに位置する日本が、21世紀にふさわしい「新たな国際関係」を戦略的に展開することも、重要である。アジア各国の強みを活かす観点から、ITに関わる各分野について、包括的な協調関係をアジア各国と築き、多面的に展開していくことが大切である。これにより、今後アジア地域が、政治面、文化面まで含めてより高次元に一体化し、同時に多様な文化や価値が共存する、世界の中でも繁栄した地域となることを目指す。

～戦略の構成と政府の役割～

以上の戦略思想に基づき、この後のII章では、「先導的取り組み」として7つの分野を取り上げ、「構造改革」や「新価値創造」の具体的方策や結果としての便益を示す。IT利活用の推進について、国民に身近な分野において着実に成果を出し、そこから改革の輪が日本全体に広がることを期待される。III章では、これらを実行する際に共通で必要となる、「新たなIT社会基盤」を整備するための方策について、「新たな国際関係」も含めて言及する。

両章で記載した方策は、「民を主役に官が支援する」との考えに基づいており、政府は自らの役割を、ア)大きな方向性の提示、イ)市場競争を重視した規制改革・競争政策、ウ)民間の活動に対する動機付け、エ)最小限の投資、格差是正、安全性確保、オ)政府自らの活動の効率化・高度化と資源の効率的配分、の5つに限定する。この点を踏まえ、民・官の役割分担を明確化する目的で、最後のIV章では、それぞれが実行すべき方策と目標を一覧で列挙する。

3. IT戦略本部による主導體制の確立

IT革命の推進は政府の重要課題であり、IT戦略本部がこの戦略に則って主体的に方向性を示し、府省の縦割りを排して施策を立案することが求められている。重点計画の策定にあたっては、新戦略に基づく施策を大胆に取り入れると共に、実行中である現戦略に基づく施策は必要に応じて加速する一方で、重点的な絞り込みを行うこととする。これらについては、予算要求の過程において、過去の政策評価を踏まえた重複投資の回避、優先順位等の判断、更に方策実施の過程において、進捗状況の管理、事後評価等をIT戦略本部が責任を持って行うと共に、特に府省横断的な方策については、関与する複数の府省を統括してその整合的かつ効果的な実施を確保する等、IT戦略本部の役割を強化することが必要である。なお、引き続き、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）の施行状況の検討を行うにあたっては、これら役割強化の必要性に留意するものとする。

この戦略の成否は、各種方策の実施状況につき、達成目標を踏まえて的確に評価することによって明らかにされる。このため、「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」の委員を含む民間有識者等から構成される評価機関を、IT戦略本部傘下の専門調査会として新たに組織する。この機関は、新戦略に関する政府の取り組み状況を事後評価し、他国との比較や新施策の提案を行う等、IT戦略本部に対して民間の立場から貢献することを目的とする。

構造改革や新価値創造という新戦略の改革の柱は、日本経済全般にとっての鍵となるものであり、経済財政諮問会議と共有している。一方で、規制改革が新戦略の重要な部分を占め

ること、科学技術の戦略的開発が IT 社会の基盤となることも、言うまでも無い。IT 戦略本部は、経済財政諮問会議、総合規制改革会議、総合科学技術会議等、他の関係する会議・本部等との意見交換を密にし、役割分担を明確化すると共に、方策の提案や実施において緊密に協力し、その効果を最大化することとする。

この戦略に記された方策を実施する過程においては、公正取引委員会による独占禁止法を中心とした競争法の厳正かつ適正な運用に則った、専門的知見に裏付けられた競争政策の強力な推進が不可欠である。また、それぞれの事業を所管する府省は、公正競争ルールを整備する一方で、事後規制原則を強化することにより、市場への自由な新規参入を促進することとする。

IT 戦略本部は、現戦略に加えてこの新戦略を確実に遂行することにより、現戦略に掲げられた「5 年以内（2005 年）に世界最先端の IT 国家となる」という大目標を実現するとともに、2006 年以降も世界最先端であり続けることを目指す。

II. 先導的取り組みによる IT 利活用の推進

～ 民を主役に官が支援する 7 つの先導的取り組み～

IT 利活用の推進とは、「元気・安心・感動・便利」社会を実現するための具体的な手段を提供することであり、社会的に大きな利益を生み出す仕組みを構築することでもある。こうした観点から、本章では、国民にとって身近で重要な 7 つの分野における先導的取り組みを提案する。それらは、1 医療、2 食、3 生活、4 中小企業金融、5 知、6 就労・労働、7 行政サービスである。これら 7 分野における IT 利活用の取り組みを、民と官が連携して実践することにより、例えば、無駄な支出や待ち時間が減少する、安心して便利な生活環境が実現する、一人ひとりが適材適所で能力を発揮できるなど、国民が便益を身近に実感することができる。同時に企業にとっても、IT の利活用を進めることにより、効率的な資金調達、業務改善による生産性の向上、高付加価値化による新たなサービスと市場の創出、国際競争力の回復が可能となる。社会的に大きな効果が期待できるこうした分野から先導的に IT 利活用を行い、その成果を国民に広く提示することにより、今後この輪を広げていく。

～ 「構造改革」 - 「資源再配置」 - 「新価値創造」の好循環をつくる IT の利活用～

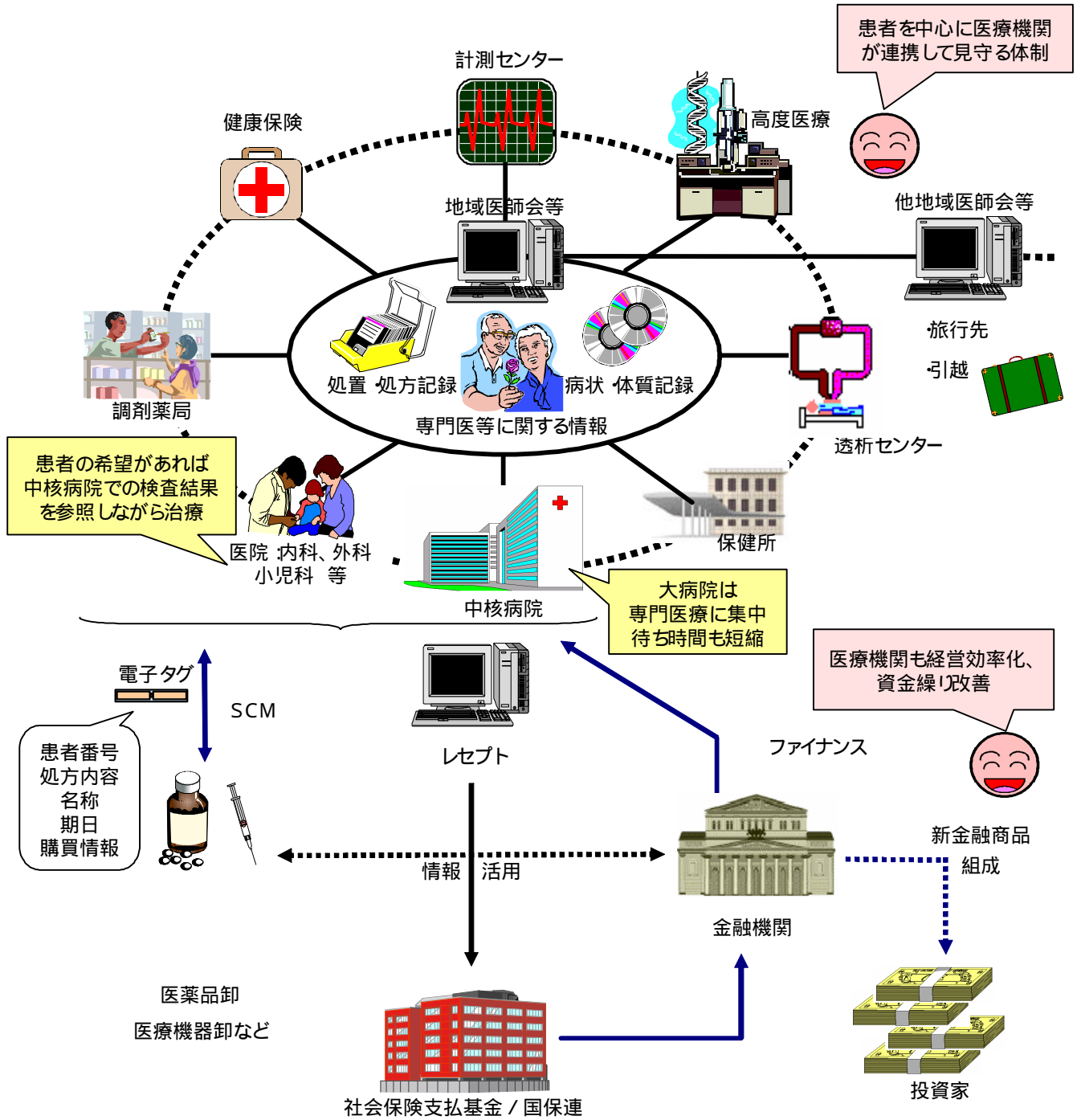
先導的取り組みを実施するにあたっては、IT に対する投資を上回る便益を社会的に発生させ、その利益によって国民の生活を豊かにする思想が必要であり、IT 利活用の自己目的化は避けなければならない。IT を軸とし、民・官挙げて、重複投資などの無駄を排除する、各システム間の相互運用性を確保する、資源を有効活用する、そして世代交代が進展する環境を整備するといった改革を行う。そうした改革の果実を、新たな価値を生む産業や市場の創出に振り向ける。さらに IT を活用した高付加価値サービスや新産業が成長すれば、さらなる雇用の創出や経済の活性化がもたらされる。このような IT 利活用による「構造改革」と「新価値創造」の好循環をつくるには、人材や資金など多様な資源が柔軟かつ機動的に配置される仕組みが不可欠であるが、IT は、人材をはじめとする「資源の再配置」にも大きな役割を演じうる。資源の再配置により、民・官の間の人材が双方向でオープンに交流し、各々の持つ知識やノウハウを共用することで、民・官ともに強い経営体質と持続的な国際競争力の維持が可能となる。

～ 適切な事後評価体制の確立～

先導的取り組みの実施にあたっては、社会的な課題とそれに対する解決方法を具体的にわかりやすく提示する必要がある。そこで、各取り組みにおいて「実現したいこと」「実現のための方策」「方策実施上の課題と対応」「評価にあたっての考え方」を明示した。特に重要なのは、取り組みの効果を適切に評価し、適宜見直していくことである。評価に当たっては、資産活用効率や費用対効果等の計測可能で適切な指標や基準を活用しつつ、確実に機能する事後評価を行う。

【 1 . 医療】

患者を中心に医療機関が連携。
安価 安心 安全な医療で健康増進。



実現したいこと

1. 生涯にわたる健康状態を国民自らが把握し、健康増進に役立てるための総合的な保健・医療サービスが提供される体制を整備する。
2. 患者が複数の医療機関において継続性のある治療が受けられ、専門家の意見も踏まえながら適切な医療機関を選択できるなど、患者基点の医療体制を整備する。このため、2005年までに、保健医療分野における認証基盤を整備するとともに、すみやかに電子カルテのネットワーク転送、外部保存を容認する。
3. 医療機関における各種の重複（検査、投薬、事務作業等）を削減することにより、医療機関の経営効率と医療サービスの質を向上させる。
4. 診療報酬請求業務の効率化及び合理化を進めることにより、医療機関のキャッシュフローの改善を図る。このため、診療報酬請求業務のオンライン化について2004年度から開始し、2010年までに希望する医療機関等について100%対応可能とする。
5. ITを活用した山間僻地・離島等への遠隔医療サービスを提供する。

実現のための方策

1. 患者本人の意思とセキュリティに十分配慮しつつ、必要に応じて患者医療情報を医療・保健機関間で連携活用できる仕組み（通信回線を介した電子カルテの転送と外部保存を可能とすることに加え、認証基盤を確立することにより、たとえば、かかりつけ医が地域中核病院での検査結果を参照できる状態にすること。また、個人情報保護に十分配慮して、データを予防医学や健康疫学に利用できる環境を整備すること。）を確立する。
2. 医療機関についての情報（年間診療数、サービス内容等）を、第三者機関が内容の信頼性を審査のうえ国民に開示する仕組みを構築する。
3. 診療内容の確認、各健康保険組合への請求作業等が正確かつ迅速に行える仕組み（請求業務オンライン化による診療報酬請求業務の効率化及び合理化、金融機関を介した診療報酬債権の迅速なキャッシュ化、電子レセプトに係る診療報酬を担保にした金融機関からの融資等）を実現する。

方策実施上の課題と対応

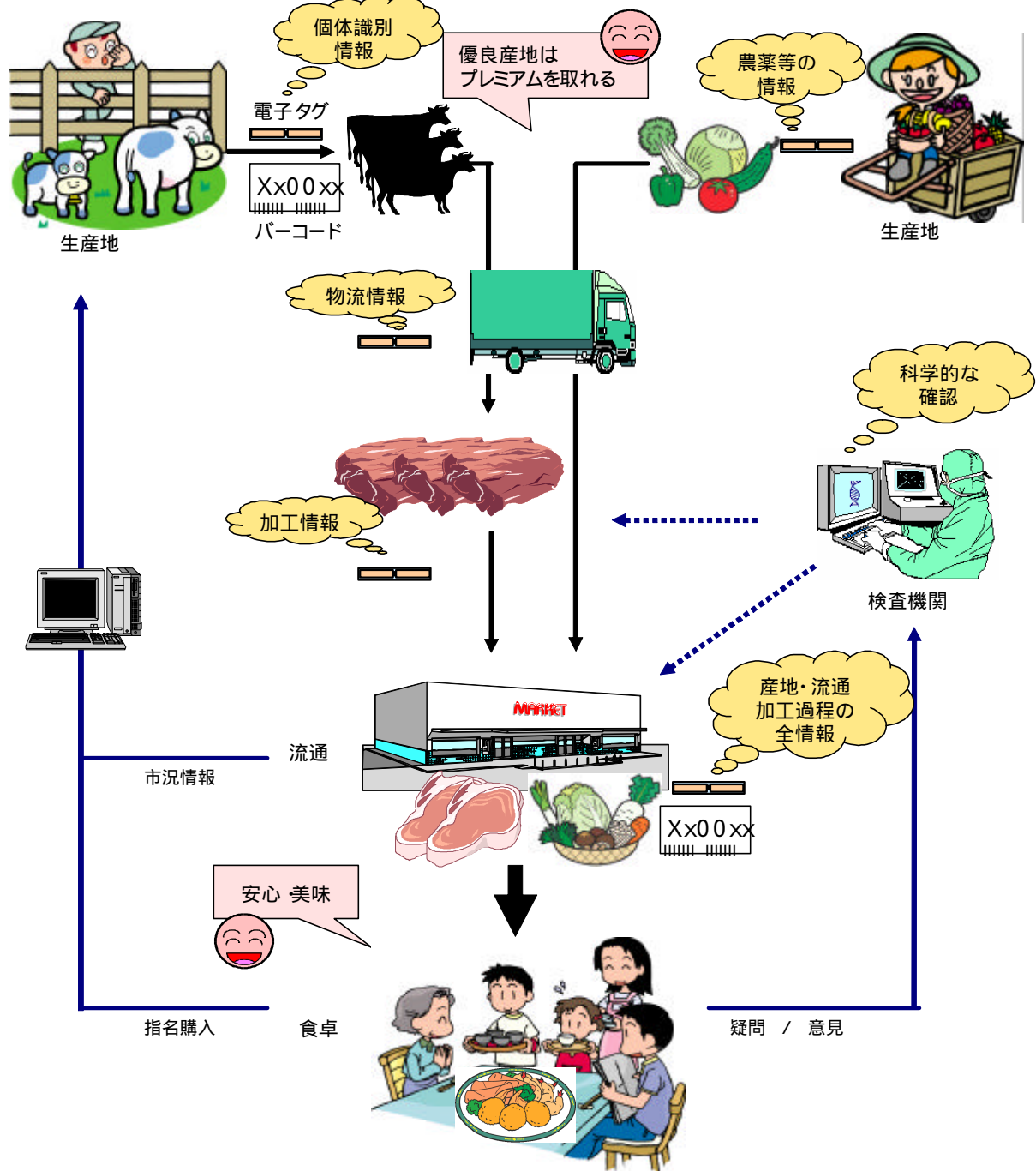
1. 電子化された患者医療情報システムの相互運用性が十分確保されていないため、病名、医薬品等の統一コードの整備等を推進する。
2. 患者本人の意思とセキュリティに十分配慮した体制を整備するため、医療関連のセキュリティ・ポリシーや個人情報保護に関するガイドラインの整備などの必要な措置を講じる。

評価にあたっての考え方

1. 患者本位の医療が実現し、医療の質向上と、選択肢の拡大が達成されたか。
2. 医療機関は、より良質な医療を高い経営効率の下に提供できるようになったか。
3. 政府行政部門、健保組合は、国民の健康増進、医療費の抑制、疾病についての情報収集、医療事故等が発生した場合の原因究明・対策等について改善できたか。

【 2 . 食 】

産地から食卓までを信頼で繋ぐ。美味を楽しむだけでなく、
作り方、運び方、売り方など、全てを知って安心な食生活



実現したいこと

1. 食品の安全性に関して予期せぬ問題が発生した際の原因究明や、問題食品の追跡・回収の迅速化が図られるとともに、食品に関する正確で十分な情報が提供されることによって、消費者が不安なく、気に入った食品を選択して購入できる、豊かで安心できる食生活を実現する。

このため、2004年までに、100%の国産牛について、個体識別番号により、BSE発生等の場合に移動履歴を追跡できる体制を整備し、2005年までに、100%の国産牛の精肉（挽肉、小間切を除く。）について、生産履歴情報がインターネット等で確認できる体制を整備する。牛肉以外の食品については、その特性に応じたトレーサビリティシステムを早期に開発し、対応する。

2. 2005年度までに、食品流通業者のおおむね半数程度が電子的な取引を実現することにより、物流、在庫等の流通コストを削減し、食品流通に係る事業者の競争力を強化するとともに、経営にITを活用する農林漁業経営を大幅に増加させることにより、消費者嗜好、市況情報などを収集・活用した効率的かつ安定的な農林漁業経営を育成し、良質な食品が消費者に合理的な価格で安定的に提供されるようにする。

実現のための方策

1. 国産牛肉について、牛の個体識別情報の管理・伝達のために必要な関連法制・システムを整備する。牛肉以外の食品について、その特性に応じたトレーサビリティシステムの開発の支援を通じ、生産、加工、流通過程の情報を記録・保管し、これらの情報を消費者の要求に応じて迅速に提供する仕組みを構築する。また、日本発の安全な食品流通の仕組みが、輸入食品においても普及するよう情報提供等を進める。
2. EDI等の食品の取引の電子化のための標準的なシステムの確立を支援するとともに、その普及促進活動を実施する。また、消費者嗜好等の情報を簡単に入手・活用できる仕組み、遠隔監視システム等の導入・普及による農林漁業経営のIT化を推進する。

方策実施上の課題と対応

- 1-1. 地域や流通・加工段階を横断した相互運用性のあるシステムの開発（電子タグ等を用いて取得する情報の内容・種類、情報開示方法等の標準の確立を含む。）運用体制の整備について支援を行う。その際、莫大な入力作業、改ざん等を防止するための対策費等の管理費用が低減するよう留意しつつ推進する。
- 1-2. 実施状況の適正な監査が必要であることから、民間が、信頼できる第三者機関として監査の体制（情報の信頼性確保と問題発生時の対応方法の確立、ガイドラインの策定、データ入力や調査の外部委託の基準設置等。）を確立できるよう、情報提供等を通じ支援する。
2. 流通業者、生産者がシステムを導入するための素地を形成する必要があることから、導入しやすい標準的なシステムの開発・普及を図るとともに、関係者のIT活用能力の向上を図る。

評価にあたっての考え方

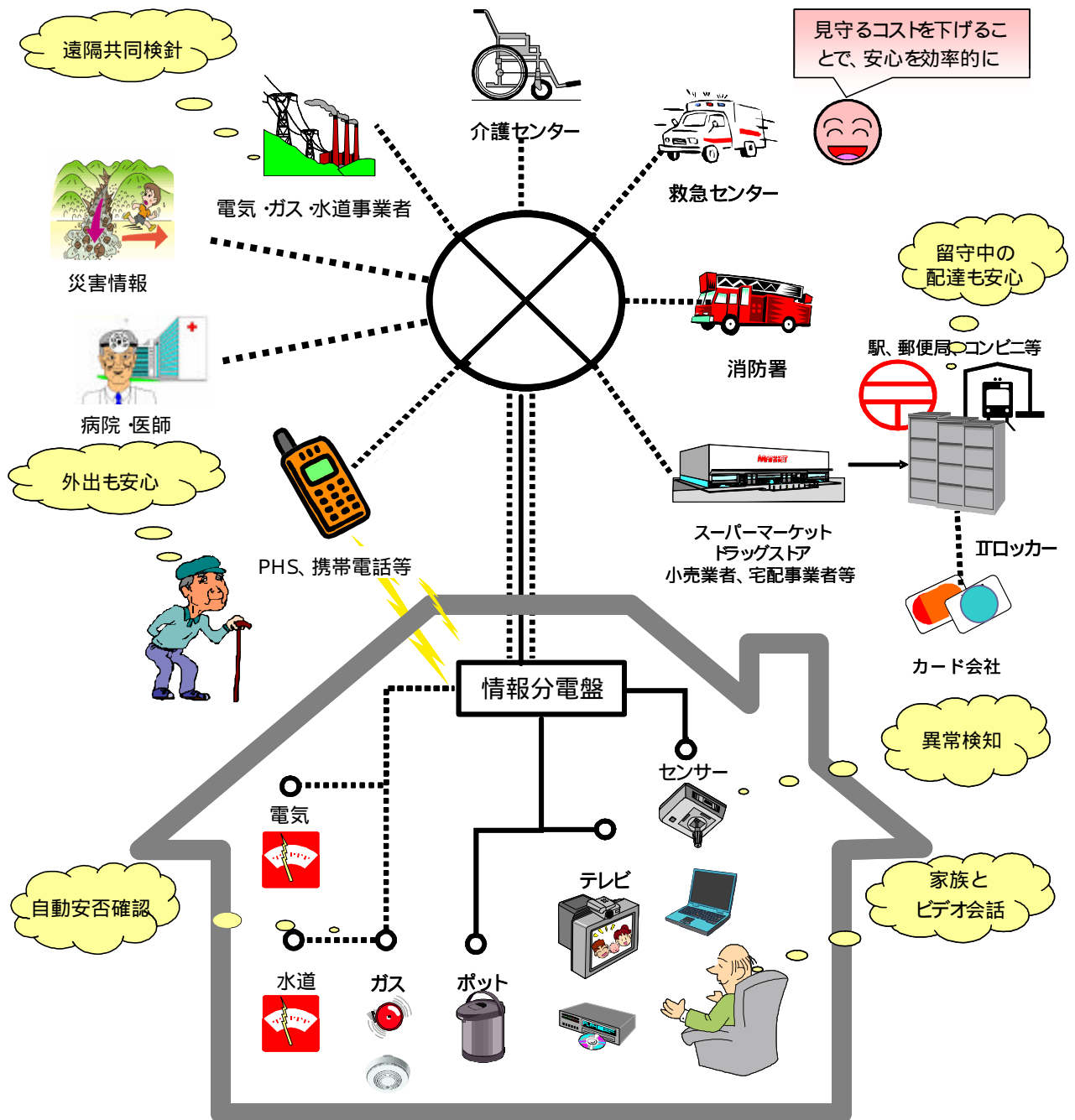
- 1-1. 消費者が食品に対する正確で十分な情報を入手できるようになったか。
- 1-2. 政府行政部門は、食品の事故拡大抑止力、事故発生時の追跡調査の機動性などが向上し

たか。

- 2-1. 流通業者は、物流、在庫等の食品流通に係るコストを削減し、経営効率化などを達成したか。それによって国際競争力が向上したか。
- 2-2. 国内生産者は、マーケティング力の強化や生産物のブランド化を進められたか。それによって国際競争力が向上したか。

【 3 . 生活 】

一人暮らしでも一人じゃない。
ITで実現する見守り・温もり・便利なくらし。



実現したいこと

1. 利用者が意識しなくても、より高度な安全や快適が確保されるような、温かく見守られている生活を実現する。特に高齢者等を意識し、在宅健康管理の充実及び生活の質の向上を追求する。(例えば 2008 年度までに希望する全高齢者単身世帯に遠隔でビデオ会話及び安否確認が可能なシステムの導入を推進する。)

また、生活の利便性向上と家庭で受けることができるサービスの選択肢を拡大する。(こうしたサービス創出の取り組みの一例として、2005 年までに、ガス、水道、電気等の遠隔検針を実施し、2008 年までに希望する全ての世帯について実施可能とする。)
2. 留守宅への侵入などの犯罪や火災などの不慮の事故防止、震災のような大規模災害を含む緊急時の通報・連絡システムの確立によって、生活の安全を確保し社会的費用を抑制する。

実現のための方策

- 1-1. 機器の利用状況などで生活リズムを検知し、緊急時には救急消防等が即応可能な仕組みや、センサー等を通して高齢者等の継続的な在宅健康管理が可能な仕組みの構築を推進する。
- 1-2. ドアの施錠と自動的に連動した台所の消火確認や待機電力の停止、インターネットで注文した商品の IT ロッカーでの受け取り及び支払い、住民票等各種証明書の在宅での手配入手等、家庭内外のサービス等の相互連携や一括管理、全体最適化によって安全便利を実現できるサービスの展開を推進する。
2. 様々な情報通信手段で緊急通報が可能な環境の整備や、災害対策活動に従事する防災機関や住民等との災害に関する情報の共有化によって安全確保ができる体制の整備、大規模災害時に緊急情報を自動伝達してくれるプッシュ型の情報提供の実現等により、災害に強い社会基盤の整備を推進する。

方策実施上の課題と対応

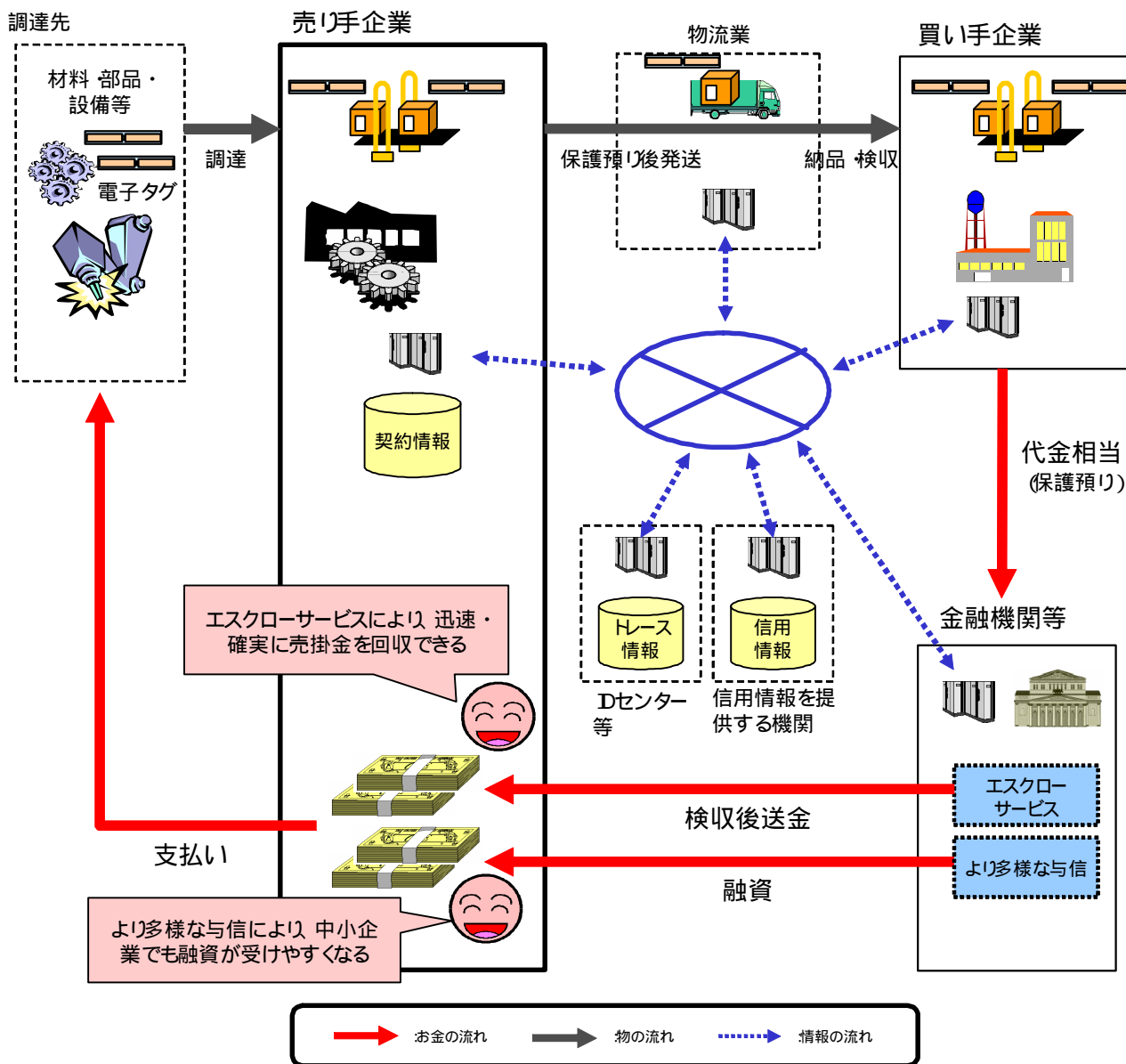
- 1-1. 家庭内の複数の機器等を監視・制御する等のサービスを提供する基盤の整備費用を低減するため、電気、ガス、水道等の遠隔共同検針等も可能となる家庭内の様々な情報を集約する装置(情報分電盤)を組み入れたシステムの開発及び普及を推進する。また、電気、ガス、水道等のメーターについては、消費者保護と検針情報の公正な利用を考慮の上、コスト負担の在り方の検討を踏まえつつ、メーターのコストダウン化に係る規制緩和を行う。
- 1-2. 家庭内の電力線の高速通信への活用は、他の無線通信や既存の放送等に影響を与える恐れがあるものの、サービス提供基盤整備費用低減、使いやすいシステムの実現、家庭内における高度な IT 活用・普及等に極めて効果大きい。従って、研究開発の推進やその結果の公開等を通じて実用上の問題がないことが確保されたものについて活用を推進する。
- 1-3. 事業者が独自にシステムを整備していくと、システム間の相互接続等が困難となるので、相互接続、相互運用性の確保のための技術標準化を行う。
- 1-4. 新サービスの展開により、これまで以上にプライバシーや安全性・信頼性の問題等の発生が危惧されるため、消費者保護対策の充実を図る。
2. 携帯電話や IP 電話等による緊急通報に対応できる環境整備を推進する。

評価にあたっての考え方

1. 生活者の生活満足度は向上したか、具体的には、IT による安全・健康サービス等を利用できるか、遠隔地の家族・知人との交流が容易になったか、家庭で便利なサービスを受けられるようになったか。
2. 事業者にとって新規サービスの提供が容易になったか。
3. 政府行政部門は、安全安心社会を構築するための負担が抑制されたか。具体的には、サービスの質を落とすことなく医療費、高齢者等の生活支援費用、家庭における犯罪及び火災等の不慮の事故防止並びに大規模災害等の対策にかかる社会的負担が抑制できたか。

【 4 . 中小企業金融 】

中小企業の資金効率を向上させ、
積極的に事業展開



実現したいこと

1. 与信方法の多様化や融資に関する手続の簡素化により、中小企業の資金調達環境を改善するとともに、売掛金回収のリスクを軽減することで、その財務状況を改善し、中小企業がより積極的に事業を展開できる社会を実現する（その一環として、2005年までに信用保証の利用に係る事務手続をオンライン化する。）。

実現のための方策

- 1-1. 契約情報等を活用した、より多様な与信の普及を図る。
- 1-2. 信用保証に係る業務を行う機関と金融機関との間の信用保証の利用に係る事務手続のオンライン化や、手形の有する裏書や割引機能等を電子的に代替した決済サービス（電子手形サービス）の普及を図る。
- 1-3. 売掛債権を迅速かつ確実に回収できる決済手段であるエスクローサービスの普及を図る。

方策実施上の課題と対応

- 1-1. 当該中小企業への融資リスクをよりの確に判断することを可能にするため、契約情報、信用情報、トレース情報、その他関連情報の定型化や電子化の支援等を行う。
- 1-2. 信用保証の利用に係る事務手続のオンライン化や電子手形サービスに対応した金融機関が限定的であるため、金融機関がこれらのサービスを導入しやすい環境の整備を行う。
- 1-3. エスクローサービス提供事業者が限定的であるため、出資法第2条がエスクローサービス拡大の支障となっているとの意見もあることを踏まえ、所要の制度の見直し等により、提供事業者の拡大を図るとともに、搬送状況トレース（ITを利用してモノを追跡・確認する方法のこと。）の活用等によるサービスの高度化を支援することについて検討する。

評価にあたっての考え方

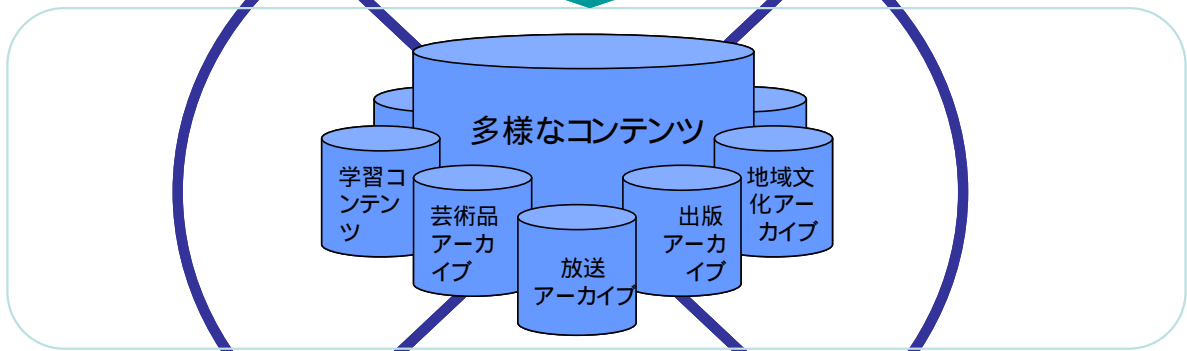
- 1-1. 中小企業事業者は、積極的な事業展開を行い、販売機会（売上）を拡大させたか。
- 1-2. 金融機関は与信方法の多様化や融資に関する手続の簡素化等を行ったか。

【 5 . 知 】

育て！人材、進め！コンテンツ立国
日本発の「知」が世界を駆けめぐる



創造、デジタル化、
アーカイブ化

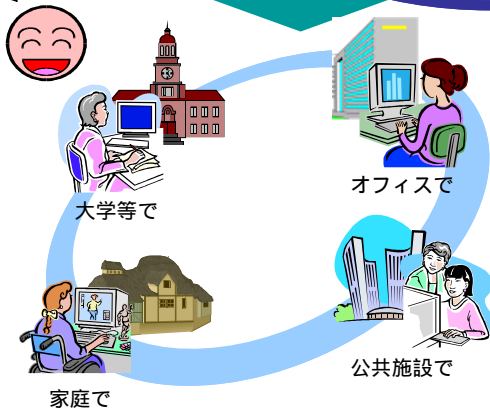


いつでもどこでも
学習できる

学び

世界に
発信

世界的に評価される
コンテンツを発信



実現したいこと

1. IT の利用により、個の学習スタイルを多様化し、個の能力を向上させるとともに国際的な労働市場における我が国の人材の競争力向上を図る。(この一環として、2005年度までにITを利用した遠隔教育を実施する大学学部・研究科を2001年度の約3倍とすることを目指す。)
2. コンテンツについて総合的な取り組みを推進し、我が国の知的財産を利用した新たな価値を創造することで、コンテンツ産業等の国際競争力の向上を図るとともに、海外における日本文化への理解を向上させる。(この一環として、2003年中に民間放送用コンテンツにつき、2008年までに全ての放送用コンテンツにつき、放送事業者や番組制作会社等の放送用コンテンツの権利主体が希望すれば、ネット配信を可能にする環境整備を行う。)

実現のための方策

- 1-1. 社会人等が時間や場所を選ばず、ITを活用して必要となる教育を効率的かつ低廉な価格で受けることができる環境を整備する。
- 1-2. 弁護士、公認会計士、弁理士、医師、司法書士、税理士等の専門職(以下「専門職」)に関して、専門職大学院を含め様々な学習機会における遠隔教育の取り組みをも踏まえ、ITを活用した遠隔教育により継続的に知識の向上ができる環境を整備する。
- 2-1. 世界的に評価される魅力的なコンテンツを編集、提供できる能力を持った人材や資源の確保を行い、コンテンツ制作力を強化する。
- 2-2. 知的財産の権利が適正に保護されたデジタルコンテンツが円滑に流通し、コンテンツを公正かつ容易に利用できる環境を整備する。
- 2-3. 放送・出版等のコンテンツや、美術館・博物館や図書館等の所蔵品、Web情報、特色のある文化等のデジタル化・アーカイブ化、および国内外への発信を推進する。

方策実施上の課題と対応

- 1-1. 双方向遠隔授業を実現するため、全国的に双方向の高精細な動画による廉価な遠隔教育を可能とするための設備(ソフト・ハード)の整備を行う。
- 1-2. 専門職についてITを活用した遠隔教育による継続的な知識の向上を図る体制の整備をも図るため、各分野の特性等に応じて、全ての単位を遠隔教育で取得することができるような環境を整備するなど多様な教育方法の充実を行う。
- 2-1. コンテンツ制作部門の競争力を強化するため、コンテンツクリエイターやプロデューサーを継続的に輩出する教育環境の実現や、才能ある人材への集中的支援等を行う。
- 2-2. デジタルコンテンツ時代に対応した著作権契約システムを整備するため、制度的・技術的枠組みの整備、国際連携や技術開発等を行う。
- 2-3. 高品質のアーカイブを円滑に流通させるために、色や質感を再現する技術開発の推進、アーカイブの属性情報の標準化および普及を行う。

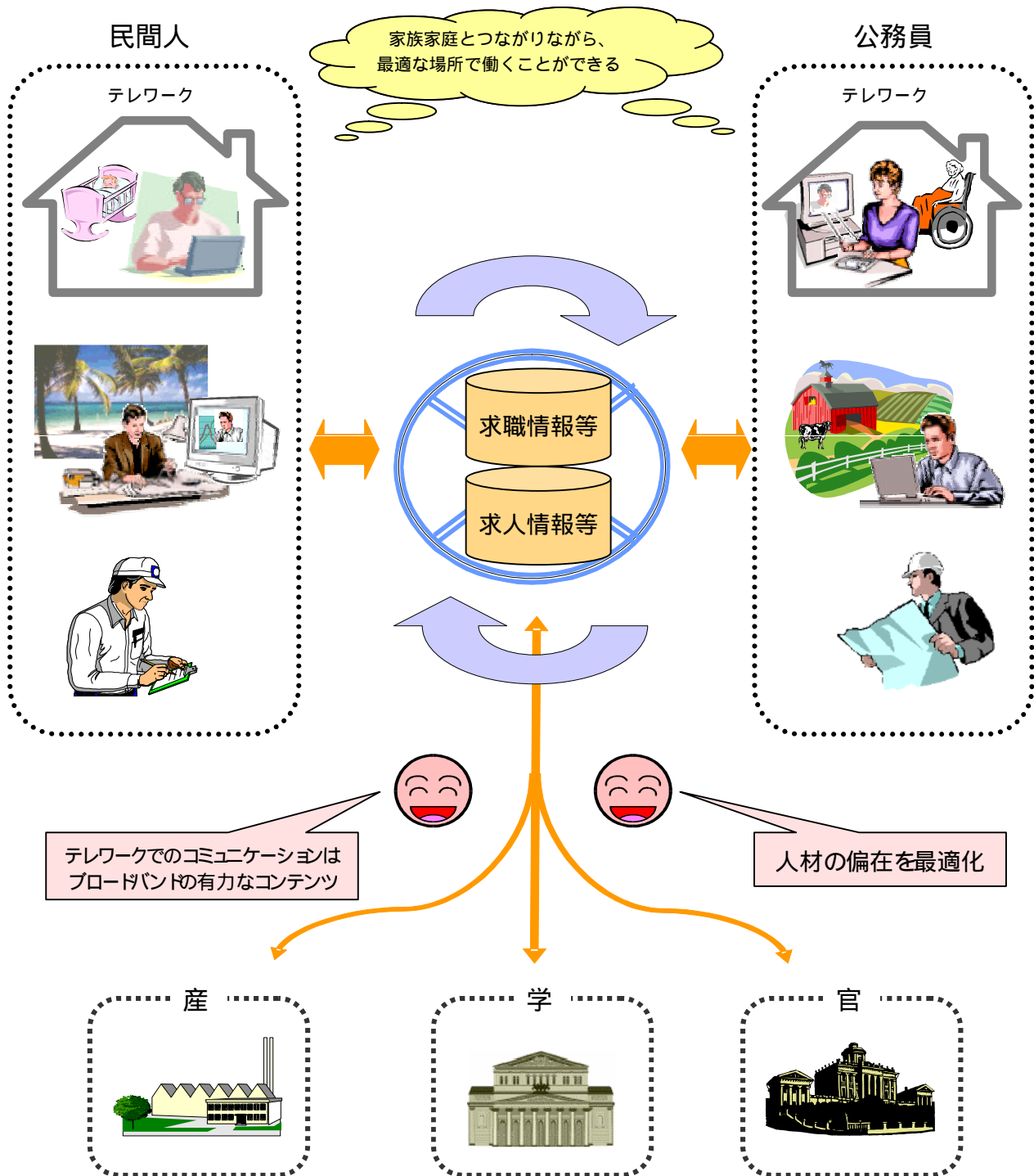
評価にあたっての考え方

1. 利用者は、自己が求める学習内容を必要なときに効率的に受けられるようになったか。
- 2-1. コンテンツ作成者は、作品の提供に対して適正な報酬が確保されるようになったか。

2-2. 知的財産の利活用により、魅力的なコンテンツが増加し、海外への輸出拡大が図られたか。

【6 .就労 ・労働】

職探しもワークスタイルも意のままに
労使・家庭 双方幸せに



実現したいこと

1. 求人・求職活動において電子的な情報交換等を促進することにより、人材資源の移動の円滑化を図るとともに、一人ひとりが適材適所で能力を発揮できる社会を実現する。2005年までに、電子的な手段で情報を入手し、職を得る人が年間100万人となることを目指す。
2. ITを活用し、国民がそれぞれの人生設計に対応した多様な就労形態を選択することにより、就業において、一人ひとりがより創造的な能力を最大の能率で発揮しうる社会を実現する。ひいては、就業と家事・育児・介護の両立が可能となるなど、男女が共同して参画する社会の実現に資する。2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカー¹が就業者人口の2割となることを目指す。
3. ITを活用し、起業や事業拡大を支援することにより、就業の機会を創出・拡大する。これにより、人材資源の移動の円滑化及び就労形態の選択の幅の拡大に資する。

実現のための方策

1. 電子的な手段により、求人・求職情報等を効率的に提供・入手し、人材の需給一致を支援する仕組みを整備するとともに、民・官の間での双方向でオープンな人材交流を一層促進する仕組みを整備する。
2. 企業においては、テレワークに関する企業内制度やセキュリティの高いテレワーク環境を積極的に導入する。また、公務員については、テレワークに適した業務体制等の検討を進めるとともに、テレワークに関する制度等の環境整備を行う。
3. 電子的な手段により、起業・事業拡大等に関する情報等を効率的に入手できるとともに、必要な手続についても簡易にできる仕組みを構築する。また、起業・事業化のためのコンサルティング・情報提供等必要な支援を行うとともに、創業・事業化を容易にするための必要な環境整備等を行う（SOHOを含む。）

方策実施上の課題と対応

- 1-1. 従来型の年金に関わる制度や退職金に関わる税制等、長期雇用を優遇する制度が人材資源の流動化を阻害することのないようにする必要がある。企業年金については確定給付型年金のポータビリティの向上、退職金に関わる制度については中立性の確保等、必要な制度の見直しを図る。
- 1-2. 民・官の間での双方向のオープンな人材交流を推進するよう、公務の中立・公正性の確保を踏まえつつ、公務員の兼業規制を含む服務上の規定の見直しを含め、人材交流の円滑な推進に向けた諸方策を検討する。
- 2-1. 企業がテレワークを導入するにあたり、理解・認知の遅れや労務管理等の運用面の問題があることから、導入のためのガイドライン（セキュリティ対策、健康管理面の対策含む）を整備する等、テレワークの普及促進を図る。
- 2-2. 職種の急速な多様化等の環境変化に俊敏に対応し、労働者が創造的な能力を発揮できるよう、テレワークに資する労働関連制度について、従来型の規制の見直しを引き続き行い、かつ必要な措置を実施する。

¹ ここでは、情報通信手段を週8時間以上活用して、時間や場所に制約されない働き方をすると定義する。

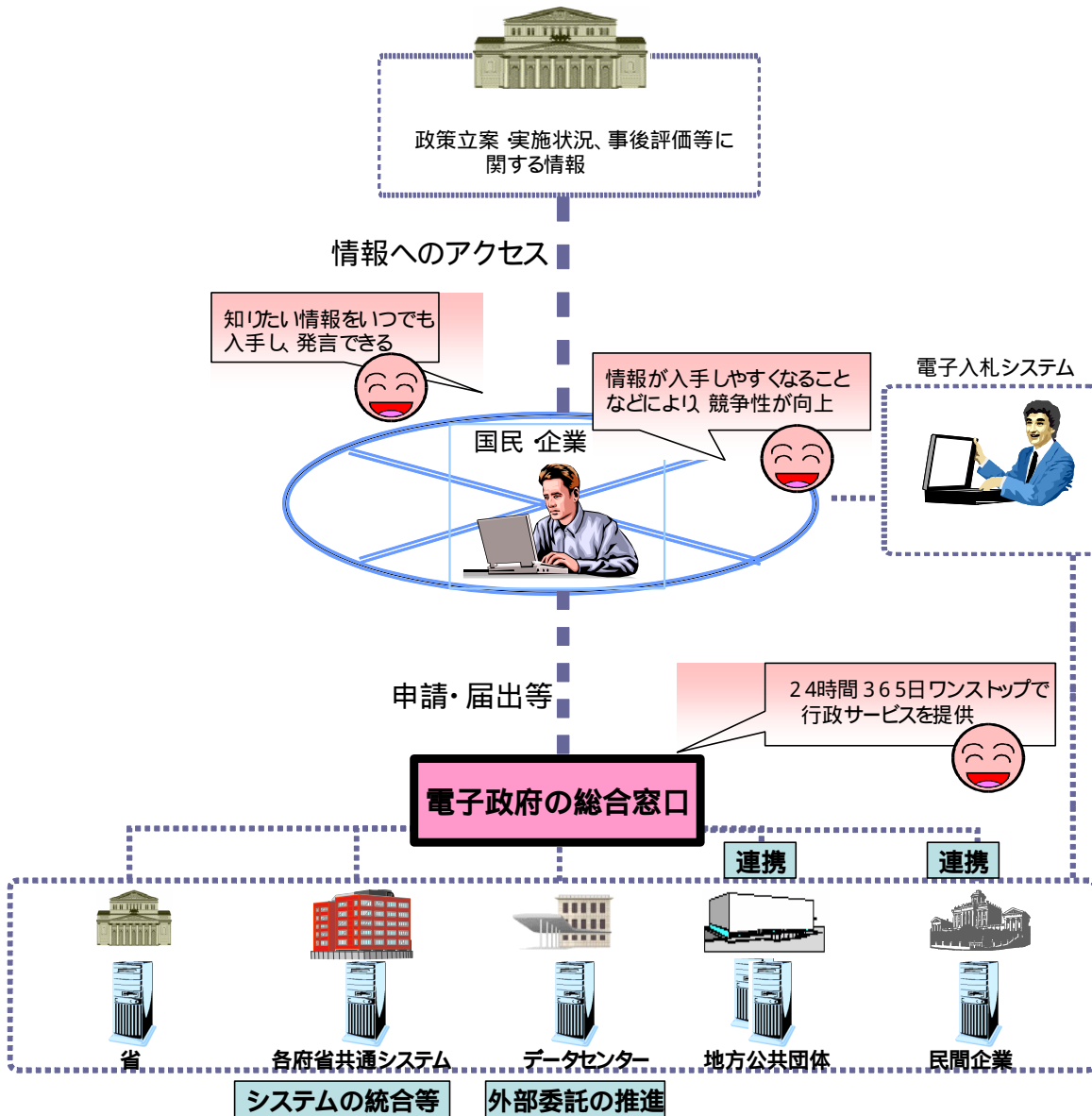
3. IT化による人材流動化に対応できる安全網の整備も必要であることから、新事業創造支援等を通じ就労機会の創出・拡大を図る。

評価にあたっての考え方

1. 国民にとって、適材適所での就労の可能性が高まったか、多様で柔軟な就労形態が可能になったか。
2. 企業および行政機関にとって、必要とする人材を柔軟かつ機動的に活用できる環境が整ったか、労働者の生産性・創造性は高まったか。
3. 起業家から見て、起業がより容易になったか。具体的には、起業に関して越えなければならない障害の緩和、必要な情報・助言をより多く入手可能になったか。

【 7 . 行政サービス 】

重複投資は徹底排除、
行政の透明性を高め、民の参画を促進



実現したいこと

1. 日本の国際競争力の基盤となる効率的で質が高く、24時間365日ノンストップ・ワンストップの行政サービスを提供する。業務の外部委託や調達制度改革等により政府行政部門の業務効率の向上を図り、財政支出を抑制しつつ、サービスの向上を実現する。このため、2005年度末までに、総合的なワンストップサービスの仕組みや利用者視点に立った行政ポータルサイト等の整備を図るとともに、業務分析の実施、業務プロセス等の抜本的な見直しを通じて、2005年度末までのできる限り早期に、各業務・システムの最適化に係る計画を策定する。
2. 国民が必要な時に政治、行政、司法部門の情報を入手し、発言ができるようにすることで、広く国民が参画できる社会を形成する。

実現のための方策

1. 政策立案過程、実施状況、事後評価等行政運営に関する情報を、国民がわかりやすく知ることができるようにするとともに、広く国民の行政への参画を容易とするため、関係機関と連携しつつ、行政ポータルサイト等を整備する。同様の取り組みを地方公共団体にも要請する。
2. 電子政府の総合窓口と各府省、地方公共団体等のシステムと連携し、関連手続を一括してオンライン申請できるワンストップサービスを整備する。
3. 民間経営管理手法を参考としつつ、既存の業務・組織・制度の抜本的な見直し、他システムとの相互運用性を確保した上で、IT活用を推進する。同様の取り組みを地方公共団体にも要請する。
4. 異なる行政機関が類似のITを導入することによる重複投資を排除し共通化を図るとともに、行政機関間の枠を超えた集約統合により合理化する。同様の取り組みを地方公共団体にも要請する。
5. サービスの質と費用の観点から民間に任せることが可能なものは民間に外部委託することを原則化する。また、地方公共団体における複数の団体による共同整備、外部委託の取り組みを支援する。
6. 民間に保存が義務付けられている文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものの電子的な保存を認める方向で、そのために必要な方策について社会制度及び技術の両面から官民協力して検討を進め、2003年度中に方向を定める。
7. 調達に伴う手続きの合理化、透明性の向上、調達費用の低減、ベンチャー企業からの調達の一層の促進などを目指した調達制度改革を推進する。同様の取り組みを地方公共団体にも要請する。

方策実施上の課題と対応

1. 国において、業務分析、情報システム技術等のより高度なIT能力が必要であることから、専門的な知識を有する職員の育成に努めるとともに、専門知識・経験を有する外部専門家を活用する。また、地方においても同様の取り組みを要請する。
2. 業務の外部委託にあたって、個人情報保護やセキュリティの確保等を図る必要があることから、委託管理の適正化を図る。
3. 電子文書について、故意又は過失による改竄及び消去を防止しつつ、長期間に亘って保存

する技術が未整備であるため、技術開発を進める。

評価にあたっての考え方

1. 国民は、質の高い行政サービスを効率よく受けられるようになったか（これには行政の情報を容易に入手し意見を述べられるようになったかも含まれる）。
2. 企業にとって、官側の電子化の一層の進展により事業活動の円滑化が促進されたか、外部委託や調達制度改革等を通じて事業機会は拡大したか。
3. 政府行政部門は、住民や企業に対するサービスを低下させることなく IT 導入を推進し、業務効率化と住民や企業に対するサービス改善を両立できたか。

III. 新しい IT 社会基盤の整備

我が国が IT 戦略の第一期において重点的に進めてきた IT 基盤の整備は、第二期の IT 利活用的高度化に不可欠な社会基盤整備として更に推進する必要がある。21 世紀の新たな価値や産業創造を支えると同時に、ますます多くの人々が、様々な機器を通して、安全・快適に超高速・高速ネットワークに繋がり、その上を多様なコンテンツが流通し、新しいサービスや価値をいつでも享受できる環境を整備することが目標である。このために「次世代情報通信基盤の整備」、「安全・安心な利用環境の整備」、「次世代の知を生み出す研究開発の推進」、「利活用時代の IT 人材の育成と学習の振興」を行う。また、我が国が特にアジア諸国との間で IT を軸とした新たな国際関係を展開し、地域としての産業振興と中長期的な安定を目指すことも必要である。

1. 次世代情報通信基盤の整備

実現したいこと

ブロードバンド型サービスの本格的展開のため、高速・超高速インターネットを全国的に普及させると共に、無線インターネットの普及のための環境整備等によって、いつでもどこでも何でもつながるユビキタスネットワークの形成を推進し、デジタル情報が個の間で自由に交換、共有できる基盤を整備する。

- ・2005 年までに、 章に記載の先導的取り組みの推進やコンテンツ・サービスの充実等により、高速インターネットアクセスを 3000 万世帯、光ファイバによる超高速インターネットアクセスを 1000 万世帯が利用する。
- ・2005 年までに、原則として全ての行政機関、地方公共団体、医療機関、学校、図書館、公民館等公共施設が、双方向高速ネットワーク（原則的に光ファイバ）でインターネット接続し、これら業務・活動において高度に IT を利活用する。
- ・2008 年までに、高速の無線 LAN システム等が全国的に利用できるような環境を整備する。
- ・2005 年までに、公共用、民間用を問わず、必要に応じ自動車、電車、及び航空機においてもブロードバンド接続できる環境を確立する。
- ・2011 年までに、地上テレビジョン放送のデジタルへの移行を完了し、全国どこでもデジタルテレビの映像が受信できるような環境を整備する。
- ・2011 年までに、全国どこでもデジタルテレビ並みの動画映像が送受信できるような環境を整備する。

実現のための方策

高速・超高速インターネットが全国どこでも利用できるよう、必要な規制改革や競争政策を推進する。ビジネスとして成立しにくい地域については、特別措置を実施する。双方向の超高速ネットワークによる公共施設等の接続を推進する。

高速電力線ネットワークの利用に向けた研究開発を推進し、他の無線通信や既存の放送等に与える影響を、実用上回避できることが確保されたものについて規制緩和を行う。

また、映像や音声を使った、インターネットテレビ会議やテレビ電話システムの積極的な利用を促進する。このため、遠隔地からの参加を妨げている規則・慣習を改め、双方向コミュニケーションの新しい文化を確立する。

世界最先端の無線ネットワーク推進のため電波のデジタルネットワーク利用に鑑み、将来の需要予測に対応した戦略的な周波数再配分による電波の効果的活用、免許を要しない共同利用型電波利用システムの拡大、新たな電波秩序の下での電波の多重利用、地域の特性に応じた柔軟な対応等により、民・官に亘る電波の有効利用を推進する。公的機関や公益企業による無線利用の在り方の見直し、公平・有効な利用のための仕組み構築等、国・地方公共団体の周波数利用の効率化を推進する。次世代移動通信システム、UWB（超広帯域無線）ソフトウェア無線の技術開発を推進する。

過疎地や既設集合住宅等におけるラストワンマイル用のアクセス回線として、無線システムの導入・普及を検討する。乗り物等のユビキタスネットワークの基盤とするため、定額制料金による機器同士の IP 無線通信網の全国への普及を支援する。電子タグは、今後の利用ニーズを踏まえ、必要な周波数の確保について、800/900MHz 帯を含め検討する。

道路交通インフラを中心とした ITS の整備を引き続き推進するとともに、インターネット ITS を推進し、世界最先端のネットワーク環境を持つ交通システムを確立することにより、運転者や乗客に対する充実した情報環境を実現する。

鉄道車両や航空機内などの移動体におけるインターネット利用環境を整備する。

高精度の測位社会基盤の確立のため、衛星測位システム(GPS 等)の高度な活用と、準天頂衛星システム等の測位システムや地理情報システム(GIS)の研究開発や整備を統合的に推進し、我が国の国土空間における正確な位置を知ることができる環境を整備する。

超高速インターネットとデジタルテレビ放送に対応したネットワーク及び機器の普及促進と、高精細テレビ映像の水準のデジタルコンテンツが使い易く安全に発展する知的処理技術を確立する。

行政システム間をはじめ、民・官でのデジタル情報の自由な交換・共有のため、現在外字として利用されている文字について、2003 年度中に公開用文字情報データベースの試験的運用を開始し、2005 年度までに当該データベースを構築し、これを元に国際整合性も勘案した文字コード規格を整備する。

高齢者、障害者を含めて全ての者が IT を利活用できるよう、情報活用能力の向上、誰もが使いやすい機器・システムの開発・普及の促進等情報バリアフリー政策を推進する。

2. 安全・安心な利用環境の整備

実現したいこと

国民が高度情報通信ネットワーク社会の利便性を十分に享受するためには、情報セキュリティを確保し、安心してインターネット等を利活用できる環境を構築することが必要である。

このため、情報通信ネットワークや情報システムについて、その安全性・信頼性及び多様性を確保するとともに、適切な運用管理を図る。また、情報セキュリティの重要性を各個人が認識し、役割を担うという情報セキュリティ文化を定着させる。

特に、電子政府や電子自治体、重要インフラ等の公共的分野のサービスについては、利用できる他の選択肢が提供されていないことが多く、障害発生時の社会的影響も大きいため、情報セキュリティ対策の一層の充実を図る。

- ・ 2005 年までに DoS 攻撃、コンピュータウイルス、不正アクセス等による被害を最小限にするための技術的なガイドラインの策定及び専門的な監査の実施等を行うための体制を確立する。
- ・ 2005 年までの早期に、全国の地方公共団体において、情報セキュリティの責任者を明確化し、安全な電子自治体の運用のための責任体制の確立に向けた施策を推進する。

また、これらの取組みを支えるものとして、我が国における情報セキュリティに関わる人的基盤の充実と技術的基盤の形成を推進する。

さらに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図るための仕組みを整備する。

実現のための方策

インターネット等の IT 利活用が急速に浸透する中、情報セキュリティの確保に配慮した多様なハードウェア・ソフトウェア・サービスの提供を促進する措置を講ずる。また、ソフトウェアのセキュリティ上の欠陥に対する修正手段の速やかな提供など、常に時機に即した対策が採られるよう促す。

広く情報セキュリティ文化が定着し、適切な情報セキュリティ対策が実施されるよう、啓発や注意喚起等を推進する。

情報セキュリティを確保し、不正アクセス、違法・有害な情報の流通その他の不正行為に対処するための対策を推進する。また、必要な法制度の検討を行う。

公共的分野の情報システムについては、各府省庁及び各自治体に情報セキュリティの責任者を置くなど、責任体制を明確化するとともに、安全性・信頼性をさらに向上させるための具体的なガイドラインの策定や専門的な監査の実施及び情報セキュリティ基準等の整備に関する体制のあり方の検討等により、その評価・検証と改善、運用管理の適切な実施を図る。また、情報システムの代替運用性の確保、運用状況の常時監視や緊急事案対処のための体制の構築、情報セキュリティに関する情報収集・共有を始めとする関係者間の連携強化等を推進する。

情報セキュリティ全般に関する十分な知識・技術を有する専門家を育成し、その能力向上を図っていくため、教育研究機関の拡充、政府職員等の教育訓練を推進するほか、資格制度の有効活用等に努める。

情報システムの脆弱性の低減、コンピュータウイルス対策等の情報セキュリティに関する技術について、民間による技術開発に加え、国においても、先導的基盤的研究開発を推進する。また、情報セキュリティの観点からオープンソースソフトウェアの評価・検討を行う。

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図るための仕組みを整備するため、個人情報保護関連法成立後、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を推進する。

3. 次世代の知を生み出す研究開発の推進

実現したいこと

我が国がこれまで培ってきた世界に誇れる強い技術をより強化する一方、重要性の高まるソフトウェア技術、情報セキュリティ技術、ヒューマンインターフェース（人と機械との界面）技術の研究開発の一層の強化と実証、次世代の高速ネットワークを先導する先端基礎技術の研究開発の継続とテストベッド（実証実験）ネットワークの整備、応用技術の研究開発を推進する。

実現のための方策

モバイル、無線インターネット、光、デバイス、情報家電、ITの利活用に資するロボットなど我が国が世界に誇れる強い技術の研究開発を一層推進する。

基盤ソフトウェア、ソフトウェアの高信頼化に関する研究開発を推進する。

100Gbps から Tbps を視野に入れたインターネット技術に係る基礎開発を推進する。研究開発テストベッドネットワークを全国規模で整備し、ユビキタスネットワーク時代に向け超高速インターネットを活用する応用技術の研究開発と成果の基礎開発への還流を推進する。欧州、米国、アジア大洋州で共同研究体制を進める国際テストベッドネットワークの整備を推進する。

IPv6 によるインターネット技術の開発と共に、家庭内外の情報機器や電子機器が全て相互につながる環境を想定した、アプリケーション技術の開発を推進する。家庭内外のネットワークの発展を前提とした、セキュリティや認証に関する技術、個人情報の保護のための研究開発を推進する。健康、ストレス等にも配慮したヒューマンインターフェース技術の開発と実証を行う。利用者の匿名性に配慮し、利用機器に依存しない、インターネット上での現金類似の決済手段（電子マネー）の研究開発を推進する。宅内での無線と電力線のネットワーク環境の実現が可能となるよう、有効な微出力電波環境に関する先端的かつ実証的な研究開発を推進する。

電子タグ等電子 ID 技術のハードウェア技術の研究開発及び実証実験を推進すると共に、単価を下げるよう戦略的取り組みを推進する。電子 ID 技術と IPv6 に基づくインターネットとの融合技術の研究開発を推進する。

双方向の次世代コミュニケーションメディアの推進のため、定額制料金で交換される映像と音声を利用する、対話型のインターネットテレビ会議やインターネットテレビ電話機器の研究開発の推進と普及支援を行う。デジタル放送や無線インターネット等の高度化の研究開発並びにこれらに対応したモバイル端末の研究開発を推進する。

電子タグのような新しい技術を用いた情報システム全体の安全性・信頼性などに関する

る課題や必要な社会的規範の形成に向けて調査研究を推進する。

上記の研究開発を一層成果のあるものとするため、研究開発に当たっては産学官連携を図るとともに、研究成果の社会移転及び国際標準化を推進する。また、最先端のユビキタスネットワーク環境の実証実験を利用者参加のもとに推進し、端末、相互接続性、相互運用性や利用性の飛躍的な向上を目指す。

4. 利活用時代の IT 人材の育成と学習の振興

実現したいこと

我が国の国際競争力向上のために必要な高度な IT 人材を広範に育成するとともに、遠隔教育等を活用して海外の IT 人材の育成・確保を図る。さらに、IT を利活用した学習の振興等により、障害者や高齢者も含めて全ての人々が知的満足の享受や新たな価値の創造を可能とする社会を形成する。(II 章の「知」も参照されたい。)

- ・ 2005 年までに日本発の遠隔教育がアジア各国において受講可能な体制を整備する。

実現のための方策

我が国の IT 分野における国際競争力向上のため、IT による遠隔教育も含め多様な学習手段の活用など柔軟性を確保しつつ、IT 関連の大学院等の拡充や産業界のニーズを踏まえた実践的な IT 教育等を通じて、高度な人材育成を強化する。また、ソフトウェアについては、研究開発等を行いつつ、高度な IT 人材を育成する拠点を構築する。

アジア各国における e ラーニングシステムの導入を推進する。

インターネットを通じた外国人向け日本語学習環境を整備すると共に、日本語コンテンツの海外での利用促進プログラムを展開する。また、大学等の研究機関において、海外の優秀な IT 関連の研究者の受け入れを推進する。

障害者や高齢者が、経済・社会に積極的に参画し、能力を発揮することができるようにするため、情報バリアフリー政策を推進する。また、全ての人々の IT の利活用を促進するため、全国の生涯学習施設に対する支援体制の整備を推進する。

子どもたちの創造性を育み、かつ、分かりやすい授業等を実現するため、学校の IT 環境の充実の他、良質なネットワーク型の学習コンテンツを初等中等教育機関等へ流通させる環境の整備や国の学習情報ポータルサイト機能の確立を行う。

5. IT を軸とした新たな国際関係の展開

実現したいこと

各国との協力の下に、ネットワークインフラ整備、電子商取引およびコンテンツ流通基盤の整備、人材の流動化促進、技術交流の促進、社会システムの発展・展開等を二国間ないしは多国間で進める。

特にアジア諸国とは、2008年までに10ヶ国以上と協力関係を構築することを通じて、アジア地域内の連携を強化し、アジアを世界の情報ハブへと発展させることを目指す。具体化のための取り組みとして、「アジア・ブロードバンド計画」を着実に推進すると共に、それ以外の施策を含めた包括的、統合的な政策実施の観点から「アジア IT イニシアティブ」を推進する。

我が国は、これらの取り組みを通じて、地域的およびグローバルな IT 社会の発展に貢献し、結果的に、2008年までにアジア地域と北米・欧州との情報流通量が、共に欧米間の情報流通量と同程度となることを目指す。

実現のための方策

アジア地域における IPv6 の普及を含むユビキタスネットワーク推進のイニシアティブをとる。

グローバルにバランスの取れたネットワークインフラの実現を目指し、アジア地域におけるブロードバンドに係るネットワークインフラ整備を推進する。

アジアにおいて、コンテンツ流通のための権利処理・権利保護等の問題への対応、知的財産侵害品流通の防止、文字コードの標準化を進めると共に、放送・出版等で作成されたコンテンツや、美術館・博物館等の所蔵品のデジタル化及びアーカイブ化の推進、コンテンツの多言語化の推進により、アジア全域におけるコンテンツの積極利用を促進する。

世界の主要都市において、放送番組を含む最新の日本のコンテンツを、放送、ケーブルテレビ、インターネット等様々な手段を介して、特に速報性が求められるものは、出来る限りリアルタイムで視聴可能化する。

このため、権利処理・権利保護等の問題を解決し、コンテンツの海外利用を推進する。

貿易金融関連システムのアジア内での連携、情報セキュリティ基盤整備、商品、部品の固体管理基盤（トレーサビリティインフラ）の構築等の電子商取引基盤を整備する。

高度な IT 人材開発のため、遠隔教育を含む研修等の充実を図るとともに内外の IT 関連の教育・研修内容、資格等についての国際的な評価基準を確立し、日本国内で取得する IT 関連の資格の国際的連携を推進する。また、IT 関連分野を含む我が国の高等教育の教育内容・方法等の研究開発と質保証を推進し、学位の国際通用性の向上を図る。また上陸許可基準等の緩和・整備などの、IT 人材の流動基盤整備を推進する。

光技術対応の次世代情報通信ネットワーク研究開発プロジェクトの実施や、ユビキタスネットワークの国際共同研究体制の整備などによる IT 関連技術交流・標準化活動を推進する。

アジア地域にて特許システムの国際連携など IT を活用した新しい社会システムをパイロットプロジェクトの推進等を通じて導入する。

沖縄においては、政府および県の連携・協力により、多数の情報通信関連企業の新規進出が実現する中で、観光に次ぐ新基幹産業として情報通信産業が発展してきている。

今後、更なる集積促進を目指し、総合的施策を推進する。

以上の方策については、他地域における推進も視野に入れるものとする。

IV. 方策一覧表

e-Japan 戦略 では、具体的な方策提言を「先導的取り組み」の II 章、「新しい IT 社会基盤の整備」の III 章に分けて示した。これらの中には、政府に対して直接の行動を要請するものと、民間に対して展望の共有と行動を呼びかけ市場原理に委ねて実現を目指すものが含まれている。本章においては、これまで記載した「方策」を一括し、民・官の役割分担を踏まえた具体的行動、及び付随する達成目標を記す。なお、「具体的な数値目標等」は、社会全体の行動目標として設定しており、民・官の役割分担のもと、それぞれの努力により達成されるべきものである。

「先導的取り組み」を実現するための目標と方策

分野	具体的な数値目標等	政府がとるべき方策	民間に呼びかける行動
医療	<ul style="list-style-type: none"> 2005 年までに、保健医療分野における認証基盤を整備するとともに、すみやかに電子カルテのネットワーク転送、外部保存を容認する。 診療報酬請求業務のオンライン化を 2004 年度から開始し、2010 年までに希望する医療機関等について 100% 対応可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 患者本人の意思とセキュリティに十分配慮しつつ、必要に応じて患者医療情報を医療・保健機関間で連携活用できる仕組み（通信回線を介した電子カルテの転送と外部保存を可能とすることに加え、認証基盤を確立することにより、たとえば、かかりつけ医が地域中核病院での検査結果を参照できる状態にすること。また、個人情報保護に十分配慮して、データを予防医学や健康疫学に利用できる環境を整備すること。）を確立する。 電子化された患者医療情報システムの相互運用性を向上させるため、病名、医薬品等の統一コードを整備する。または、異なるコード間の連携を実現する技術の開発や普及促進を支援する。 医療関連のセキュリティポリシーや個人情報保護に関するガイドラインの整備等を支援する。 診療報酬請求業務のオンライン化推進のための制度整備及び公的医療機関・公的保険での実施を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子カルテ、電子レセプトを積極的に導入、活用する。 患者医療情報システムの相互運用性向上のため、病名や医薬品等の統一コードを整備し、技術開発、事業者間の連携を強化する。（医療機関、医薬品関連機関） 患者本人の意思やセキュリティに十分配慮した患者医療情報の取り扱いを行う目的で、有効な技術の開発と標準化を行う。（研究開発機関、IT 関連企業） 個人情報保護のガイドラインやセキュリティポリシーの整備等を推進する。（医療機関、医薬品関連機関、法学者や IT 技術者等の専門家） 公正、中立な第三者機関として、医療機関の診療実績やサービス内容等を収集し、内容の信頼性を審査の上、国民に対して開示する。 診療報酬請求業務のオンライン化を促進する。（医療機関、支払基金等）
食	<ul style="list-style-type: none"> 2004 年までに、100% の国産牛について、個体識別番号により、BSE 発生等の場合に移動履歴を追跡できる体制を整備する。2005 年までに 100% の国産牛の精肉（挽肉、小間切を除く。）について、生産履歴情報がインターネット等で確認できる体制を整備する。 牛肉以外の食品について、その特性に応じたトレーサビリティシステムを早期に開発し、対応する。 2005 年度までに、食品流通業者のおおむね半数程度が電子的な取引を実現するとともに、経営に IT を活用する農林漁業経営を大幅に増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国産牛肉について、牛の個体識別情報の管理・伝達のために必要な関連法制・システムを整備する。 牛肉以外の食品について、その特性に応じたトレーサビリティシステムの開発を支援する。 日本発の安全な食品流通の仕組みが、輸入食品においても普及するよう情報提供等を進める。 地域や流通・加工段階を横断した相互運用性のあるシステムの開発（電子タグ等を用いて取得する情報の内容・種類、情報開示方法等の標準の確立を含む。）運用体制の整備について支援を行う。 民間が信頼できる第三者機関として監査の体制（情報の信頼性確保と問題発生時の対応方法の確立、ガイドラインの策定、データ入力や調査の外部委託基準等。）を確立できるよう、情報提供等を通じ支援する。 EDI 等の食品の取引の電子化のための標準的なシステムの確立を支援するとともに、その普及促進活動を実施する。 消費者嗜好等の情報を簡単に入手・活用できる仕組み、遠隔監視システム等の導入・普及による農林漁業経営の IT 化を推進する。 関係者の IT 活用能力の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 生産、流通、加工過程の情報の記録・保管の徹底、消費者の要求に応じた迅速な情報提供を行う。（生産者、流通業者） 地域や流通・加工段階を横断した相互運用性のあるシステムを開発（電子タグ等を用いて取得する情報の内容・種類、情報開示方法等の標準の確立を含む。）するとともに、運用体制を整備する。（生産者、流通業者、IT 関連企業） 信頼できる第三者機関として、監査の体制（情報の信頼性確保と問題発生時の対応方法の確立、ガイドラインの策定、データ入力や調査の外部委託基準等。）を確立する。（監査機関） EDI 等の食品の取引の電子化のための標準的なシステムを積極的に導入し、物流、在庫等の流通コストの削減を推進する。（流通業者） 消費者嗜好等の情報を簡単に入手できる仕組み、遠隔監視システム等を導入し、農林漁業経営の IT 化を図る。（生産者） IT 活用能力を向上させる。（生産者、流通業者）
生活	<ul style="list-style-type: none"> 2008 年度までに、希望する全高齢者単身世帯に遠隔でビデオ会話及び安否確認が 	<ul style="list-style-type: none"> 機器の利用状況などで生活リズムを検知した通報等に対して、救急消防等が即応可能な体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者単身世帯に適した遠隔ビデオ会話及び安否確認が可能なサービスを提供する。（サービス提供者、IT 関連企業、家電メーカー、通信・電気事業

	<p>可能なシステムを導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2005年までに、ガス、水道、電気等の遠隔検針を実現し、2008年までに希望する全ての世帯について実施可能にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票等各種証明書在宅での手配に対応する体制を整備する等、安全便利を実現できる環境を整備する。 ・電気、ガス、水道等のメーターについては、消費者保護と検針情報の公正な利用を考慮の上、コスト負担の在り方の検討を踏まえつつ、メーターのコストダウンに係る規制緩和を行う。 ・実用上の問題がないことが確保されたものについて、家庭内の電力線の高速通信への活用を促進するため、民間による適用実験やその結果の公開を支援する。 ・システム間の相互接続、相互運用性の確保のための技術標準化を行う。 ・新サービスの展開によるプライバシーや安全性・信頼性の問題等に関し、消費者保護対策の充実を図る。 ・様々な情報通信手段で緊急通報が可能な環境の整備や、災害対策活動に従事する防災機関や住民等との災害に関する情報の共有化によって安全確保ができる体制の整備、大規模災害時に緊急情報を自動伝達してくれるプッシュ型の情報提供の実現等により、災害に強い社会基盤の整備を推進する。 ・携帯電話やIP電話等による緊急通報に対応できる環境整備を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 者、警備業者等) ・ガス、水道、電気等の遠隔検針を実施する。(通信・電気事業者、IT関連企業、家電メーカー等) ・機器の利用状況などで生活リズムを検知し、緊急時には救急消防等へ通報するサービスを提供する。(サービス提供者、IT関連企業、家電メーカー、通信・電気事業者等) ・センサー等を通して高齢者等の継続的な在宅健康管理が可能なサービスを提供する。(サービス提供者、IT関連企業、家電メーカー、通信・電気事業者等) ・ドアの施錠と自動的に連動した台所の消火確認や待機電力の停止するサービスやインターネットで注文した商品をITロッカーでの受け取り及び支払いができるサービス等、安全便利を実現できるサービスを提供する。(サービス提供者、IT関連企業、家電メーカー、通信・電気事業者等) ・情報分電盤を組み入れたシステムの開発及び普及を推進する。(通信・電気事業者、IT関連企業、家電メーカー等) ・実用上の問題がないことが確保されたものについて、家庭内の電力線の高速通信への活用を促進するため、適用実験やその結果の公開を行う。(電気事業者、電線メーカー、通信事業者等) ・システム間の相互接続、相互運用性の確保のための技術標準化を行う。(通信・電気事業者、IT関連企業、家電メーカー等) ・新サービスの展開によるプライバシーや安全性・信頼性の問題等に関し、消費者保護対策の充実を図る。(サービス提供者、IT関連企業、家電メーカー、通信・電気事業者、警備業者等) ・携帯電話やIP電話等による緊急通報に対応できるシステム等の開発を行う。(通信事業者、IT関連企業、家電メーカー等)
<p>中小企業金融</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年までに信用保証の利用に係る事務手続をオンライン化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約情報、信用情報、トレース情報、その他関連情報の定型化や電子化を支援する。 ・金融機関が信用保証の利用に係る事務手続のオンライン化や電子手形サービスを導入しやすい環境を整備する。 ・エスクローサービス提供事業者の拡大のため、所要の制度の見直し等を行う。 ・搬送状況トレースの活用等によるエスクローサービスの高度化を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より多様な与信を普及させる。(金融機関等) ・契約情報等の定型化や電子化を推進する。(金融機関、事業会社等) ・信用保証の利用に係る事務手続のオンライン化を推進する。(金融機関等) ・電子手形サービスの普及を推進する。(金融機関等) ・エスクローサービスの提供、搬送状況トレースの活用等によるエスクローサービスの高度化を図る。(金融機関、事業会社等)
<p>知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年度までにITを利用した遠隔教育を実施する大学学部・研究科を2001年度の約3倍とすることを旨とする。 ・2003年中に民間放送用コンテンツにつき、2008年までに全ての放送用コンテンツにつき、放送事業者や番組制作会社等の放送用コンテンツの権利主体が希望すれば、ネット配信を可能にする環境整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人等が時間や場所を選ばず、ITを活用して必要となる教育を効率的かつ低廉な価格で受けることができる環境の整備を推進する。 ・全国的に双方向の高精細な動画による低廉な遠隔教育を可能とするための設備(ハード・ソフト)の整備を推進する。 ・専門職に関して、専門職大学院も含め様々な学習機会における遠隔教育の取り組みをも踏まえ、ITを活用した遠隔教育により継続的に知識の向上ができる環境の整備を推進する。 ・各分野の特性等に応じて、全ての単位を遠隔教育で取得することができるような環境を整備するなど多様な教育方法の充実を推進する。 ・世界的に評価される魅力的なコンテンツを編集、提供できる能力を持った 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人等が時間や場所を選ばず、ITを活用して必要となる教育を効率的かつ低廉な価格で受けることができる環境を整備する。(企業等) ・全国的に双方向の高精細な動画による低廉な遠隔教育を可能とするための設備(ソフト・ハード)の整備を行う。(通信事業者、教育機関等) ・専門職に関して、専門職大学院も含め様々な学習機会における遠隔教育の取り組みをも踏まえ、ITを活用した遠隔教育により継続的に知識の向上ができる環境の整備を行う。(教育機関等) ・各分野の特性等に応じて、全ての単位を遠隔教育で取得することができるような環境を整備するなど多様な教育方法の充実を行う。(教育機関等) ・世界的に評価される魅力的なコンテンツを編集、提供できる能力を持った

		<p>人材や資源の確保を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツクリエイタやプロデューサを継続的に輩出する教育環境の整備を支援するとともに、才能ある人材への集中的支援等を行う。 ・知的財産の権利を適正に保護されたデジタルコンテンツが円滑に流通し、コンテンツを公正かつ容易に利用できる環境を整備する。 ・著作権契約システムを整備するために、制度的・技術的枠組みの整備、国際連携や技術開発等を行う。 ・放送・出版等のコンテンツや、美術館・博物館や図書館等の所蔵品、Web情報、特色のある文化等のデジタル化・アーカイブ化、および国内外への発信を推進する。 ・アーカイブ化の際の色や質感を再現する技術開発の推進、アーカイブの属性情報の標準化および普及を図る。 	<p>人材や資源の確保を行う。(コンテンツ関連事業者、教育機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツクリエイタやプロデューサを継続的に輩出する教育環境を整備し、才能ある人材を育成する。(コンテンツ関連事業者、教育機関) ・知的財産の権利を適正に保護されたデジタルコンテンツを円滑に流通させる。(コンテンツ関連事業者、IT関連企業) ・著作権契約システムに関する技術開発等を行う。(IT関連企業) ・放送・出版等のコンテンツや、美術館・博物館や図書館等の所蔵品、Web情報、特色のある文化等のデジタル化・アーカイブ化、および国内外への発信を推進する。(企業等) ・アーカイブ化の際の色や質感を再現する技術開発の推進、アーカイブの属性情報の標準化および普及を図る。(コンテンツ関連事業者、IT関連企業)
就労・労働	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年までに、電子的な手段で情報を入力し、職を得る人が年間100万人となることを目指す。 ・2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカー¹が就業者人口の2割となることを目指す。 <p>¹ 情報通信手段を週8時間以上活用して、時間や場所に制約されない働き方をすると定義。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子的に求人・求職活動を支援する仕組みの整備・運営に関する、必要な支援を行う。 ・長期雇用を優遇する制度が人材資源の流動化を阻害することのないよう、企業年金については確定給付型年金のポータビリティの向上、退職金にかかわる制度については中立性の確保等、必要な制度の見直しを図る。 ・民・官の間での双方向のオープンな人材交流を積極的に推進するため、公務の中立・公正性の確保を踏まえつつ、公務員の兼業規制の見直しを含めた人材交流の円滑な推進に向けた諸方策を検討する。 ・企業のテレワーク導入を普及促進するためのガイドラインの整備等を行うとともに、テレワークに資する労働関連制度について、従来型の規制の見直しを引き続き行い、かつ必要な措置を実施する。 ・テレワークに適した業務体制等の検討を進めるとともに、公務員のテレワークに関する制度等の環境整備を行う。 ・電子的に起業・事業拡大等に関する情報等を効率的に入手できる仕組みや、必要な手続について簡易にできる仕組みの構築・運営に関する、必要な支援を行う。 ・起業・事業化のためのコンサルティング・情報提供等必要な支援を行うとともに、創業・事業化を容易にするための必要な環境整備等を行う(SOHOを含む。)。また新規事業創出支援等を通じた就労機会の創出・拡大を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子的に求人・求職活動、人材の需給一致を支援する仕組みの整備と運営を図る。(NPO他) ・労使協議、企業判断を前提としつつ、永年勤続者に有利な福利厚生制度等、長期勤続を優遇する企業内制度に関して、見直しを含めた検討を行う。 ・電子的に民・官の間の双方向でオープンな人材交流を支援する仕組みの整備と運営を図る(NPO他)とともに、民・官の間での双方向でオープンな人材交流を積極的に推進する。 ・テレワークに関する企業内制度やセキュリティの高いテレワーク環境等を整備する。 ・電子的な手段により、起業・事業拡大等に関する情報等を効率的に入力できる仕組みや、必要な手続について簡易にできる仕組みの構築と運営を図る。(NPO他)
行政サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年度末までに、総合的なワンストップサービスの仕組みや利用者視点に立った行政ポータルサイト等の整備を図る。 ・2005年度末までのできる限り早期に、各業務・システムの最適化に係る計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策立案過程、実施状況、事後評価等行政運営に関する情報を、国民がわかりやすく知ることができるようにするとともに、広く国民の行政への参画を容易とするため、関係機関と連携しつつ、行政ポータルサイト等を整備する。同様の取り組みを地方公共団体にも要請する。 ・電子政府の総合窓口と各府省、地方公共団体等のシステムと連携し、関連手続を一括してオンライン申請できるワンストップサービスを整備する。 ・民間経営管理手法を参考としつつ、既存の業務・組織・制度の抜本的な見直し、他システムとの相互運用性を確保した上で、IT活用を推進する。同様の取り組みを地方公共団体にも要請する。 ・異なる行政機関が類似のITを導入することによる重複投資を排除し共通化を図るとともに、行政機関間の枠を超えた集約統合により合理化する。同様の取り組みを地方公共団体にも要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の要望へのよりきめ細かな対応を可能にする仕組みをNPOなどが中心となって強化する。 ・民間の優れた手法を国・地方が活用することを目的として、行政サービスへ積極的に参入・関与する。(IT企業全般) ・各種システム間の相互運用性、既存システムとのデータ連携を効率的に確保する認証等の技術開発を推進する。(研究開発機関、IT関連企業) ・民間に保存が義務付けられている文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものの電子的な保存を認める方向で、そのために必要な方策についての社会制度及び技術両面からの検討を進める。 ・電子文書について、故意又は過失による改竄及び消去を防止しつつ、長期間に亘って保存する技術開発を推進する。(研究開発機関、IT関連企業)

	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの質と費用の観点から民間に任せることが可能なものは民間に外部委託することを原則化する。業務の外部委託にあたって、個人情報の保護やセキュリティの確保等を図る必要があることから、委託管理の適正化を図る。また、地方公共団体における複数の団体による共同整備、外部委託の取り組みを支援する。 ・民間に保存が義務付けられている文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものの電子的な保存を認める方向で、そのために必要な方策についての社会制度及び技術両面からの検討を進める。 ・電子文書について、故意又は過失による改竄及び消去を防止しつつ、長期間に亘って保存するための技術開発支援を進める。 ・調達に伴う手続きの合理化、透明性の向上、調達費用の低減などを目指した調達制度の改革を推進する。同様の取り組みを地方公共団体にも要請する。 ・業務分析、情報システム技術等のより高度な IT 能力・専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、専門知識・経験を有する外部専門家を活用する。また、地方においても同様の取り組みを要請する。 	
--	--	--

新しい IT 社会基盤の整備のための目標と方策

分野	具体的な数値目標等	政府がとるべき方策	民間に呼びかける行動
次世代情報通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・2005 年までに、章に記載の先導的取り組みの推進やコンテンツ・サービスの充実等により、高速インターネットアクセスを 3000 万世帯、光ファイバによる超高速インターネットアクセスを 1000 万世帯が利用する。 ・2005 年までに、原則として全ての行政機関、地方公共団体、医療機関、学校、図書館、公民館等公共施設が、双方向高速ネットワーク（原則的に光ファイバ）でインターネットに接続し、これら業務・活動において高度に IT を利活用する。 ・2008 年までに、高速の無線 LAN システム等が全国的に利用できるような環境を整備する。 ・2005 年までに、公共用、民間用を問わず、必要に応じ自動車、電車、及び航空機においてもブロードバンド接続できる環境を確立する。 ・2011 年までに、地上テレビジョン放送のデジタルへの移行を完了し、全国どこでもデジタルテレビの映像が受信できるような環境を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高速・超高速インターネットが全国どこでも利用できるよう、必要な規制改革や競争政策を推進する。ビジネスとして成立しにくい地域については、特別措置を実施する。双方向の超高速ネットワークによる公共施設等の接続を推進する。 ・高速電力線ネットワークの利用に向けた研究開発を推進し、他の無線通信や既存の放送等に与える影響を、実用上回避できることが確保されたものについて規制緩和を行う。また、映像や音声を使った、インターネットテレビ会議やテレビ電話システムの積極的な利用を促進する。このため、遠隔地からの参加を妨げている規則・慣習を改め、双方向コミュニケーションの新しい文化を確立する。 ・世界最先端の無線ネットワーク推進のため電波のデジタルネットワーク利用に鑑み、将来の需要予測に対応した戦略的な周波数再配分による電波の効果的活用、免許を要しない共同利用型電波利用システムの拡大、新たな電波秩序の下での電波の多重利用、地域の特性に応じた柔軟な対応等により、民・官に亘る電波の有効利用を推進する。公的機関や公益企業による無線利用の在り方の見直し、公平・有効な利用のための仕組み構築等、国・地方公共団体の周波数利用の効率化を推進する。次世代移動通信システム、UWB（超広帯域無線）、ソフトウェア無線の技術開発を推進する。 ・過疎地や既設集合住宅等におけるラストワンマイル用のアクセス回線として、無線システムの導入・普及を検討する。乗り物等のユビキタスネットワークの基盤とするため、定額制料金による機器同士の IP 無線通信網の全国への普及を支援する。電子タグは、今後の利用ニーズを踏まえ、必要な周波数の確保について、800/900MHz 帯を含め検討する。 ・道路交通インフラを中心とした ITS の整備を引き続き推進するとともに、 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人及び企業にとって魅力あるコンテンツ・サービスの提供を推進する。（コンテンツ事業者、通信事業者、医療機関、教育機関、金融機関等） ・ブロードバンドインターネットのサービスの全国的展開を図る。（通信事業者等） ・高速電力線通信ネットワークの研究開発を行う。（電気事業者、電線メーカー、通信事業者等） ・インターネットテレビ会議やテレビ電話システムを積極的に利用する。（企業、教育機関、政府機関等） ・対面優先の意識を改革する。（企業等） ・無線ネットワークの展開を図る。（通信事業者等） ・周波数再配分への協力を行う。（電波利用者等） ・電波の混信の防止を図る。（電波利用者、IT 関連企業等） ・次世代移動通信システム、UWB（超広帯域無線）ソフトウェア無線の技術開発を推進する。（通信事業者、IT 関連企業等） ・過疎地や既設集合住宅等における、ラストワンマイル用のブロードバンドアクセス回線として、無線システムの導入を展開する。（通信事業者等） ・電子タグの利用を推進する。（企業等） ・自動車等乗り物を含む環境下での、機器同士の IP 無線通信網を全国的に展開する。（通信事業者等） ・インターネット ITS を推進する。（通信事業者、自動車メーカー等） ・鉄道車両や航空機内でのインターネット利用環境を整備する。（鉄道会社、航空会社、IT 関連企業等） ・測位システムや地理情報システム（GIS）の利用を推進する。（企業等） ・測位ビジネスモデルを構築する。（企業等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011 年までに、全国どこでもデジタルテレビ並みの動画映像が送受信できるような環境を整備する。 	<p>インターネット ITS を推進し、世界最先端のネットワーク環境を持つ交通システムを確立することにより、運転者や乗客に対する充実した情報環境を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道車両や航空機内などの移動体におけるインターネット利用環境を整備する。 ・ 高精度の測位社会基盤の確立のため、衛星測位システム(GPS 等)の高度な活用と、準天頂衛星システム等の測位システムや地理情報システム(GIS)の研究開発や整備を統合的に推進し、我が国の国土空間における正確な位置を知ることができる環境を整備する。 ・ 超高速インターネットとデジタルテレビ放送に対応したネットワーク及び機器の普及促進と、高精細テレビ映像の水準のデジタルコンテンツが使い易く安全に発展する知的処理技術を確立する。 ・ 行政システム間をはじめ、民・官でのデジタル情報の自由な交換・共有のため、現在外字として利用されている文字について、2003 年度中に公開用文字情報データベースの試験的運用を開始し、2005 年度までに当該データベースを構築し、これを元に国際整合性も勘案した文字コード規格を整備する。 ・ 高齢者、障害者を含めて全ての者が IT を利活用できるよう、情報活用能力の向上、誰もが使いやすい機器・システムの開発・普及の促進等情報バリアフリー政策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超高速インターネットとデジタルテレビ放送に対応したネットワーク及び機器の普及を図る。(放送事業者、IT 関連企業等) ・ 高精細テレビ映像の水準のデジタルコンテンツが使い易く安全に発展する知的処理技術を確立する (IT 関連企業等) ・ 誰もが使いやすい機器・システムの開発・普及を図る (IT 関連企業等)
<p>安全・安心な利用環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2005 年までに DoS 攻撃、コンピュータウイルス、不正アクセス等による被害を最小限にするための技術的なガイドラインの策定及び専門的な監査の実施等を行うための体制を確立する。 ・ 2005 年までの早期に、全国の地方公共団体において、情報セキュリティの責任者を明確化し、安全な電子自治体の運用のための責任体制の確立に向けた施策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット等の IT 利活用が急速に浸透する中、情報セキュリティの確保に配慮した多様なハードウェア・ソフトウェア・サービスの提供を促進する措置を講ずる。また、ソフトウェアのセキュリティ上の欠陥に対する修正手段の速やかな提供など、常に時機に即した対策が採られるよう促す。 ・ 広く情報セキュリティ文化が定着し、適切な情報セキュリティ対策が実施されるよう、啓発や注意喚起等を推進する。 ・ 情報セキュリティを確保し、不正アクセス、違法・有害な情報の流通その他の不正行為に対処するための対策を推進する。また、必要な法制度の検討を行う。 ・ 公共的分野の情報システムについては、各府省庁及び各自治体に情報セキュリティの責任者を置くなど、責任体制を明確化するとともに、安全性・信頼性をさらに向上させるための具体的なガイドラインの策定や専門的な監査の実施及び情報セキュリティ基準等の整備に関する体制のあり方の検討等により、その評価・検証と改善、運用管理の適切な実施を図る。また、情報システムの代替運用性の確保、運用状況の常時監視や緊急事案対処のための体制の構築、情報セキュリティに関する情報収集・共有を始めとする関係者間の連携強化等を推進する。 ・ 情報セキュリティ全般に関する十分な知識・技術を有する専門家を育成し、その能力向上を図っていくため、教育研究機関の拡充、政府職員等の教育訓練を推進するほか、資格制度の有効活用等に努める。 ・ 情報システムの脆弱性の低減、コンピュータウイルス対策等の情報セキュリティに関する技術について、民間による技術開発に加え、国においても、先導的基盤の研究開発を推進する。情報セキュリティの観点からオープン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティの確保に配慮した多様なハードウェア・ソフトウェア・サービスを広範に提供する。(IT 関連企業等) ・ ソフトウェアのセキュリティ上の欠陥に対する修正手段を速やかに提供する。(ソフトウェア企業等) ・ 適切な情報セキュリティ対策が実施されるよう、利用者に対する啓発や注意喚起等を推進する。(IT 関連企業等) ・ 情報セキュリティの責任体制を明確化し、情報システムの評価・検証と改善を行い、その運用管理を適切に実施する。(重要インフラ事業者等) ・ 情報セキュリティに関する十分な知識・技術を有する専門家を育成し、その能力向上を図る。(教育研究機関等) ・ 資格制度の有効活用等に努める。(IT 関連企業等) ・ 情報システムの脆弱性の低減、コンピュータウイルス対策等の情報セキュリティに関する技術開発を行う。(教育研究機関、IT 関連企業等) ・ 個人情報の適正な取扱いを推進する。(企業等)

		<p>ソースソフトウェアの評価・検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図るための仕組みを整備するため、個人情報保護関連法成立後、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を推進する。 	
次世代の知を生み出す研究開発の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル、無線インターネット、光、デバイス、情報家電、IT の利活用に資するロボットなど我が国が世界に誇れる強い技術の研究開発を一層推進する。 ・基盤ソフトウェア、ソフトウェアの高信頼化に関する研究開発を推進する。 ・100Gbps から Tbps を視野に入れたインターネット技術に係る基礎開発を推進する。研究開発テストベッドネットワークを全国規模で整備し、ユビキタスネットワーク時代に向け超高速インターネットを活用する応用技術の研究開発と成果の基礎開発への還元を推進する。欧州、米国、アジア大洋州で共同研究体制を進める国際テストベッドネットワークの整備を推進する。 ・IPv6 によるインターネット技術の開発と共に、家庭内外の情報機器や電子機器が全て相互につながる環境を想定した、アプリケーション技術の開発を推進する。家庭内外のネットワークの発展を前提とした、セキュリティや認証に関する技術、個人情報の保護のための研究開発を推進する。健康、ストレス等にも配慮したヒューマンインターフェース技術の開発と実証を行う。利用者の匿名性に配慮し、利用機器に依存しない、インターネット上での現金類似の決済手段（電子マネー）の研究開発を推進する。宅内での無線と電力線のネットワーク環境の実現が可能となるよう、有効な微出力電波環境に関する先端的かつ実証的な研究開発を推進する。 ・電子タグ等電子 ID 技術のハードウェア技術の研究開発及び実証実験を推進すると共に、単価を下げるよう戦略的取り組みを推進する。電子 ID 技術と IPv6 に基づくインターネットとの融合技術の研究開発を推進する。 ・双方向の次世代コミュニケーションメディアの推進のため、定額制料金で交換される映像と音声を利用する、対話型のインターネットテレビ会議やインターネットテレビ電話機器の研究開発の推進と普及支援を行う。デジタル放送や無線インターネット等の高度化の研究開発並びにこれらに対応したモバイル端末の研究開発を推進する。 ・電子タグのような新しい技術を用いた情報システム全体の安全性・信頼性などに関する課題や必要な社会的規範の形成に向けて調査研究を推進する。 ・上記の研究開発を一層成果のあるものとするため、研究開発に当たっては産学官連携を図るとともに、研究成果の社会移転及び国際標準化を推進する。また、最先端のユビキタスネットワーク環境の実証実験を利用者参加のもとに推進し、端末、相互接続性、相互運用性や利用性の飛躍的な向上を目指す。 	
利活用時代の IT 人材の育成と学習の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・2005 年までに、日本発の遠隔教育がアジア各国において受講可能な体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・IT 関連の大学院等の拡充や産業界のニーズを踏まえた実践的な IT 教育等を通じた高度な人材育成を推進する。 ・ソフトウェアについて研究開発等を行いつつ高度な IT 人材を育成する拠点の構築を推進する。 ・アジア各国における e ラーニングシステムの導入を推進する。 ・インターネットを通じた外国人向け日本語学習環境の整備、日本語コンテンツの海外での利用促進プログラムの展開を推進する。 ・大学等の研究機関における海外の優秀な IT 関連の研究者の受け入れを推進する。 ・情報バリアフリー政策を推進する。 ・全国の生涯学習施設に対する支援体制の整備を推進する。 ・学校の IT 環境の充実の他、良質なネットワーク型の学習コンテンツを初等中等教育機関等へ流通させる環境の整備や国の学習情報ポータルサイト機能の確立を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・IT 関連の大学院等の拡充や産業界のニーズを踏まえた実践的な IT 教育等を通じた高度な人材育成を強化する。（教育機関等） ・ソフトウェアについて研究開発等を行いつつ高度な IT 人材を育成する拠点を構築する。（教育機関等） ・アジア各国における e ラーニングシステムの導入を行う。（IT 関連企業、教育機関等） ・インターネットを通じた外国人向け日本語学習環境の整備、日本語コンテンツの海外での利用促進プログラムの展開を行う。（教育機関等） ・海外の優秀な IT 関連の研究者を受け入れる。（大学等の研究機関） ・誰もが使いやすい機器・システムの開発・普及を図る。（IT 関連企業等）（再掲） ・学校の IT 環境の充実の他、良質なネットワーク型の学習コンテンツを初等中等教育機関等へ流通させる環境を整備する。（教育関連産業等）
IT を軸	<ul style="list-style-type: none"> ・2008 年までに、アジアの 10 カ国以上と情報通信分野における協調関係の構築を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における IPv6 の普及を含むユビキタスネットワーク推進のイニシアティブをとる。 ・グローバルにバランスの取れたネットワークインフラの実現を目指し、アジ 	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域のブロードバンドネットワークインフラ構築のための IPv6 の普及を前提とした積極的なシステム提案、機材の開発提供、それらを使いこなすためのサポートを行う。（情報通信機器製造業・通信システムコン

<p>とした新たな国際関係の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年までに、アジア地域と北米、欧州との情報流通量が、共に欧米間の情報流通量と同程度。 	<p>ア地域におけるブロードバンドに係るネットワークインフラ整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアにおいて、コンテンツ流通のための権利処理・権利保護等の問題への対応、知的財産侵害品流通の防止、文字コードの標準化を進めると共に、放送・出版等で作成されたコンテンツや、美術館・博物館等の所蔵品のデジタル化及びアーカイブ化の推進、コンテンツの多言語化の推進により、アジア全域におけるコンテンツの積極利用を促進する。 ・世界の主要都市において、放送番組を含む最新の日本のコンテンツを、放送、ケーブルテレビ、インターネット等様々な手段を介して、特に速報性が求められるものは、出来る限りリアルタイムで視聴可能化するよう、環境を整備する。このため、権利処理・権利保護等の問題を解決し、コンテンツの海外利用の推進を促すような方策をとる。 ・貿易金融関連システムのアジア内での連携、情報セキュリティ基盤整備、商品、部品の固体管理基盤（トレーサビリティインフラ）の構築等の電子商取引基盤を整備する。 ・高度なIT人材開発のため、遠隔教育を含む研修等の充実を促すとともに内外のIT関連の教育・研修内容、資格等についての国際的な評価基準を確立し、日本国内で取得するIT関連の資格の国際的連携を推進する。また、IT関連分野を含む、我が国の高等教育の教育内容・方法等の研究開発と質保証を推進し、学位の国際的通用性の向上を図る。また上陸許可基準等の緩和・整備などの、IT人材の流動基盤整備を推進する。 ・光技術対応の次世代情報通信ネットワーク研究開発プロジェクトの実施や、ユビキタスネットワークの国際共同研究体制の整備などによるIT関連技術交流・標準化活動を推進する。 ・アジア地域にて特許システムの国際連携などITを活用した新しい社会システムをパイロットプロジェクトの推進等を通じて導入する。 ・沖縄においては、政府および県の連携・協力により、多数の情報通信関連企業の新規進出が実現する中で、観光に次ぐ新基幹産業として情報通信産業が発展してきている。今後、更なる集積促進を目指し、総合的施策を推進する。 ・以上の方策については、他地域における推進も視野に入れるものとする。 	<p>サルティング・技術サポートサービス業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアにおいて、権利処理・権利保護等に配慮しつつ、放送・出版等で作成されたコンテンツや、美術館・博物館等の所蔵品のデジタル化及びアーカイブ化、コンテンツの多言語化を推進する。同時に、知的財産侵害品流通を防止するための取り組みを政府と協力して進める。（コンテンツ開発・配信事業者等） ・世界の主要都市において、放送番組を含む最新の日本のコンテンツを、放送、ケーブルテレビ、インターネット等様々な手段を介して、特に速報性が求められるものは、出来る限りリアルタイムで視聴可能化する。このため、権利処理・権利保護等の問題を解決し、コンテンツの海外利用を推進する。（コンテンツ開発・配信事業者、利用者等） ・電子商取引基盤等の整備について技術面・実態面から協力する。（コンサルティング業者、情報通信業者、ファイナンスサービス業、情報通信機器製造業等） ・高度なIT人材開発のため、遠隔教育を含む研修等の充実を図り、日本国内で取得するIT関連の資格の国際的連携を推進する。（教育機関等） ・光技術対応の次世代情報通信ネットワークやユビキタスネットワークの国際共同研究体制に参画し、技術交流・標準化を進める。（研究機関、情報通信機器製造業等）
----------------------	--	---	--

用語解説集

用語	用語解説	主な使用箇所
アーカイブ	文書や記録を集積すること。デジタル技術により 様々な資源を、文字、映像、音声等により記録集積し インターネット等で配信したり検索し再利用したりすることを可能としたもの。	章 5 . 知 p.17
ITS (高度道路交通システム)	Intelligent Transport Systems の略。情報通信技術等を活用し 人と道路と車両を一体のシステムとして構築し、渋滞、交通事故、環境悪化等道路交通問題の解決を図るもの。	章 1 . 次世代情報通信基盤の整備 p.26
IT ロッカー	決済機能や宅配ロッカー機能等を組み合わせた無人の電子ロッカー。例えば、インターネットで注文した商品の受け取り場所をIT ロッカーに指定することにより、商品の受け取りと決済を同時に行うことができる。	章 3 . 生活 p.12
IP 電話	ネットワークの一部又は全部において IP (Internet Protocol :インターネットプロトコル) ネットワーク技術を利用して提供する音声電話サービス。	章 3 . 生活 p.12
IPv6	IP の次期規格の名称。アドレス長が現行の 32 ビットから 128 ビットへ拡張される等の特徴がある。	章 3 . 次世代の知を生み出す研究開発の推進 p.28
アジア II イニシアティブ	「アジア・ブロードバンド計画」以外の施策を含めた包括的・総合的な政策実施の観点から II を軸としたアジア諸国との協力関係を二国間ないしは多国間において構築していくもの。	章 5 . II を軸とした新たな国際関係の展開 p.30
アジア・ブロードバンド計画	「e-Japan 重点計画-2002」(平成 14 年 6 月 18 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(平成 14 年 6 月 25 日閣議決定)に基づき、アジアにおけるブロードバンド環境の整備に向けた行動計画として平成 15 年 3 月 28 日に総務省及び関係府省が定めたもの。	章 5 . II を軸とした新たな国際関係の展開 p.30
EDI	Electronic Data Interchange (電子データ交換) の略。異なる企業間で、受発注や決済などの取引に関する情報を広く合意された規約に基づきコンピュータを介して交換すること。	章 2 . 食 p.9
エスクロー	第三者預託。金融においては第三者が金銭や品物の受け渡しの仲介をすることにより、取引の安全性を高めるサービスをいう。	章 4 . 中小企業金融 p.15
SCM	Supply Chain Management の略。IT を使って物の流れを把握し、最適化する管理システムのこと。	章 1 . 医療 p.6
外字	JIS 等で定められた仮名や漢字、記号のほかに、ユーザー等が独自に登録した文字。登録したコンピュータ以外では、正しく表示できない。	章 1 . 次世代情報通信基盤の整備 p.26

Gbps	Giga bits per second の略。bps はデータ通信における通信速度の単位であり、1秒間に通信することのできるビット(bit) 数を表す。Gbps は 10 の 9 乗 bps。	章 3 .次世代の知を生み出す研究開発の推進	p.28
基盤ソフトウェア	多くのアプリケーションソフトで共通して利用される OS 等の基本的な機能のソフトウェア。	章 3 .次世代の知を生み出す研究開発の推進	p.28
高速 超高速インターネット	高速インターネットは、音楽データ等をスムーズにダウンロードできるインターネット網のことをいい、現時点では DSL、CATV インターネット、加入者系無線アクセスシステムを利用したインターネット網が代表的な例。 超高速インターネットは、映画等の大容量映像データでもスムーズにダウンロードできるインターネット網のことをいい、現時点では加入者系光ファイバ網を利用したインターネット網が代表的な例。	章 1 .次世代情報通信基盤の整備	p.25
コンテンツ	情報の内容、中身。「Web コンテンツ」と言った場合には、インターネット上の Web サーバーに掲載されているテキストやグラフィックの内容を指す。	章 5 .知	p.17
コンピュータウイルス	インターネット等を介してコンピュータに入り込み、意図的に悪影響を及ぼすように作られたプログラム。悪質なものは、プログラム、データ等のファイルの破壊などをひきおこす。	章 2 .安全 安心な利用環境の整備	p.27
GPS	Global Positioning System の略。人工衛星から送られてくる電波を利用して地上の位置を三次元的に求める測位システムであり、米国が整備しているもの。	章 1 .次世代情報通信基盤の整備	p.26
GIS (地理情報システム)	Geographic Information System の略。位置に関する情報をもったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示できる高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。	章 1 .次世代情報通信基盤の整備	p.26
準天頂衛星	高度 36,000km の円軌道を、赤道から約 45 度傾けた軌道に置く衛星通信システム。高仰角であるため、建物等による遮へいが少なく、高品質な移動体データ通信・放送・測位が可能となる。))	章 1 .次世代情報通信基盤の整備	p.26
情報家電	簡単なインターフェイスを利用して、インターネット等への接続や相互接続が可能となる家電などの一般向け電気製品。	章 3 .次世代の知を生み出す研究開発の推進	p.28
専門職大学院	弁護士や検事などの法曹や公認会計士など高度の専門性が求められる職業に必要な知識や技能を持つ人材を養成することを目的とした大学院。2003年 4月からスタート。	章 5 .知	p.17
SOHO	Small Office Home Office の略。非雇用 (個人事業主) のテレワーカーなどを指す。	章 6 .就労 労働	p.20
ソフトウェア無線 (技術)	ソフトウェアによって周波数や通信方式等の柔軟な変更を可能とする技術。	章 1 .次世代情報通信基盤の整備	p.26
Tbps	Tera bits per second の略。10 の 12 乗 bps。	章 3 .次世代の知を生み出す研究開発の推進	p.28

テレワーク	従来の定まった場所で定められた時間働くという考え方から離れて、効率や成果が最も高まるような場所と時間を選択して、ITを活用して仕事をする事。	章 6 .就労 労働	p.20
電子タグ	IC チップを内蔵したタグ。この中に個別の識別情報等を格納しておくことで、電波を利用し、接触することなく近接した距離において格納されたデータを読み書きすることが可能となる。	章 2 .食 章 1 .次世代情報通信基盤の整備 章 3 .次世代の知を生み出す研究開発の推進	p.9 p.26 p.28
DoS 攻撃	コンピュータやネットワークに不正に負荷をかけたり、セキュリティホールを悪用して業務を妨害すること。DoS は、Denial of Service の略。	章 2 .安全 安心な利用環境の整備	p.27
トレーサビリティ	生産・加工・流通等の各段階において、商品等（食品を含む。）とその情報を追跡し遡及できること。	章 2 .食 章 5 .ITを軸とした新たな国際関係の展開	p.9 p.30
不正アクセス	コンピュータへの正規のアクセス権を持たない者が、不正にコンピュータを利用できる状態にすること。	章 2 .安全 安心な利用環境の整備	p.27
ポータビリティ	「携帯性」。年金のポータビリティとは、転職時等に年金資産を移管できることをいう。	章 6 .就労 労働	p.20
ポータルサイト	インターネットに接続した際に最初にアクセスする Web ページ。分野別に情報を整理しリンク先が表示されている。	章 7 .行政サービス 章 4 .利活用時代の IT人材育成及び学習の振興	p.23 p.29
UWB (超広帯域無線)	Ultra-Wideband の略。パルス状の電波を放射するなど数 GHz 幅以上の非常に広い周波数帯域にわたって電力を放射するシステム。10m 程度の近距離で 100Mbps 規模の高速通信を可能とするほか、高精度な測位等を可能とするものとして期待されている。	章 1 .次世代情報通信基盤の整備	p.26